

第5章 復興に向けて

第1節 復興への始動

震災から1カ月がたった2月17日、地震が発生した午前5時46分に合わせて、災害対策総合本部会議を招集し、被害状況、1カ月の救援活動のまとめを行い、1日も早い復興に向けて、仮設住宅の建設や医療など被災者救済に向けての重点施策の推進や、被災者救済のための災害復興基金への助成や新しい都市整備手法を導入した特別措置法など国への支援要請について検討を行い、また、正午を期して、県庁をはじめ各市町や避難所、学校、職場など各地で一斉に黙祷が行われ、犠牲者を追悼するとともに、防災の大切さを踏まえ、被災地における復興への決意を新たにした。

未曾有の大震災に対する対策を大きく三段階に分けると、まず、人命救助・消火活動をはじめ、緊急生活物資の確保輸送、避難住民や被災住民の生活救援などの初動の緊急対策があり、次いで、被災者への財政的な支援や仮設住宅等の確保など生活再建支援対策、余震や降雨による二次災害防止対策、そして電気・水道・ガスをはじめ公共交通機関の復旧も含めたライフライン対策などが第二段階となり、第三段階として、交通や都市基盤、住宅、産業の復興など本格的な復興に向けた取り組みが進められた。

しかしながら、これらの対策は、必ずしも時間的な経過とともに明確な区分ができるものではなく、相互に密接な関わりを持ちながら、一体的重層的に進められていくものであると言える。

そして、震災対策の目標が、単に災害による被害を修復して従前の状態に戻すという言わば現状復旧をめざすものではなく、その教訓をもとに二度と大規模な災害を起こさないということにあることからしても、本格的な復興への取り組みは早期に始動することが求められる。また、復興へのいち早い立ち上がりは、被災住民に未来への夢をもたらし、明日へのエネルギーを生み出していく原動力ともなると言える。

こうした認識のもと、本県では、緑豊かな六甲連山から瀬戸内海に至る美しい街並みを取り戻し、世界に誇れる都市づくりを進めていく決意のもと、初動の緊急対策の段階から、復興計画の策定・推進に取り組んだところである。

第2節 緊急復興対策等の推進

I 復興に向けた構想づくり

「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」の検討を進める中で、本格的な復興対策の推進に向けて、道路、港湾、鉄道等のインフラ整備、住宅の復興、産業の復興など緊急の諸課題に対応した戦略的取り組みを推進していくため、1月30日、兵庫県災害対策総合本部の組織改正を行い、新たに震災復興本部を設置し、以後、総合企画や新都市建設、新生活と新産業の創造、施設復旧などの進め方について検討を重ねた。

1 新都市再生戦略ビジョン作成方針

奇しくも戦後50年を迎えての苦難に対して、不死鳥の如くよみがえることをめざし、震災直後から学識者の意見も求めながら、復興ビジョンの基本的理念や戦略的手法等について内々の基本的な検討を開始し、1月22日には、災害対策本部総合対策部に新都市再生戦略ビジョンワーキングチームを編成し、庁内での横断的な体制による検討に着手、27日には「新都市再生戦略ビジョン作成方針(案)」として取りまとめた。

それは、100年の大計に基づき、防災都市づくりを基本に、人間都市、ネットワーク都市、未来都市、新産業都市づくりをめざそうというものであり、神戸・阪神南部臨海地域の遊休工場跡地や埋立地などのウォーターフロント空間を活用して、福祉のまちづくりにも配慮した21世紀型の臨海住宅都市をつくとともに、内陸部の面的な被災地域には、大規模な阪神大震災記念公園や防災公園などを整備して行くことを提案している。さらに、防災都市構造の構築をめざした主な新都市再生事業として、防災ハイウェイの整備、ライフライン共同溝の設置、高度情報通信基盤の整備、新防災設計基準による公共・防災施設の整備などを検討するとともに、こうした事業の重点的な推進のためには現行法制度を越えた新規立法措置が必要であると指摘した。

2 阪神・淡路震災復興戦略ビジョン

(1) 都市再生戦略策定懇話会の設置

都市再生に向けた庁内チームの検討取りまとめを手始めに、今後の復興に向けての基本計画となる「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」の作成に向け、防災、都市、交通、建築、産業、財政、情報、医療などの分野においてわが国を代表する学識経験者20名からなる「都市再生戦略策定懇話会」（座長：新野幸次郎元神戸大学学長）を設置して、防災構造を持ち、活力ある成熟社会を先導する21世紀型の新しい都市づくりへの提言「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」づくりを進めた。

こうした中、1月29日に開催された臨時県議会において、知事から、今後の復興方針については、今回の尊い犠牲に報いるため、この大災害の教訓を生かし、災害に強いまち、都市と農山漁村が手をつなぐまち、世界に開かれたまちづくりを進めて、国内外に誇りうる21世紀の都市をつくっていく決意が明らかにされた。

都市再生戦略策定懇話会の中に、環境工学、土質工学、経済政策、財政学、経済人類学の専門家5名からなる企画委員会〔委員長：新野幸次郎〕その後、福祉論、医療等を加えて8名に拡充〕を設置し、第1回懇話会の開催に先立ち第1回企画委員会を開催して意見交換が行われた。

2月11日に第1回の懇話会が開催され、被災状況の報告に引き続き、各委員の討議の参考に供するため、都市再生戦略ビジョンの基本的な考え方や内容、復興事業のイメージが説明され、各委員から、それぞれの専門的立場から活発な意見や提言が出された。

以後企画委員会が6回開催され、懇話会委員への意見照会も行いながら「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」の素案が作成され、3月11日に懇話会を開催して取りまとめがなされた。

以上の成果を3月30日に新野座長から貝原知事に「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」として提言された。

(2) ビジョンのめざすもの

阪神・淡路大震災からの復興は、単なる一被災地の復興問題に止まらず、国家・国際的な課題であり、その成否は今後想定される大都市直下型地震への対応にも極めて重要な指針となるものであるとともに、世界各国からも注目を集める対象となっている。

この「復興戦略ビジョン」は、こうした多岐にわたる期待に応えるべく、復旧・復興を図るための基本理念と、そのために緊急に取り組みねばならない諸事業を明らかにしようとするものである。

(3) 基本理念

今回の大震災は、あらためて人知を越えるといつてよい自然の破壊力の大きさと、その中で命を守り育むことの重要性を確認させることになった。このことから「復興戦略ビジョン」は、何よりも「命を守り育む都市づくり」、すなわち「人間中心の都市づくり」を進めることを基本理念としなければならない。

この基本理念を活かす都市づくりをするためには、大災害の現場から得た①災害に強いまちづくり、②近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり、③既存産業が新生し、次世代産業もたくましく活動する生き生きしたまちづくり、④世界に開かれた、文化豊かなまちづくり、の4つの教訓に即して、復興をめざした目標設定をすることが必要となる。

(4) 復興事業

ア 対象地域

兵庫県内の災害救助法指定市町である10市10町

復興事業の内容により、地域をより限定し、またこれら被災地を超えて兵庫県全域、また関西・瀬戸内圏、全国に広がることとする。

イ 事業期間

10年間（平成7年度～平成16年度）

ウ 事業内容

復興事業の領域は、次のとおりとなる。

- ① 日本の近代文化を代表する阪神・淡路地域の生活、文化、住宅、産業、都市の復興とそれによる新しい都市づくり
- ② 日本の国土の中核拠点の一角が受けた破壊からの復興と防災都市づくり
- ③ 日本の産業の主要拠点が被った被害からの復興と新しい発展エネルギーづくり

そして、具体的な復興事業として、次の分野にわたるハード、ソフトの事業を計画的に実施するとともに、それぞれが災害時に有効に機能するために必要なシステムの整備を図る必要がある。

- ・被災者の生活再建対策
- ・防災及び国土の保全に関する施設の復興と整備
- ・復興に際しての新たな土地利用計画の策定

- ・面的被害の大きい地区の復興計画の策定
- ・道路、鉄軌道、港湾、空港等の交通及び通信施設の復興と整備
- ・被災者住宅の建設と新都市、新街区づくり
- ・教育、文化施設の復興と整備
- ・生活、保健衛生、医療、社会福祉施設の復興と整備

エ 事業手法

復興事業は、第一に、この地域がもつ活力を最大限に引き出し、住民、民間主導の復興を促進するための誘導策を講じること。第二に、21世紀の地域づくりを先導する大胆な復興事業構想を速やかに実現するための新しい都市整備手法を創設すること。第三に、震災で壊滅した膨大なインフラストラクチャーの復興に、国をあげた社会資本投資、とりわけ公共事業の重点投資により効果的に進めること等が必要である。

復興事業をより迅速に効果あるものとして進めるため、次の二点の検討を提案する。

一つは、この復興戦略ビジョンに沿い、あらかじめ被災市町の意見を聴き、国の承認を得て兵庫県が策定する震災復興計画とその達成のため、10年間にわたって国が積極的に支援を行うことを内容とする特別措置法の制定である。

二つは、建築物の容積率の緩和など規制緩和により復興事業を促進することである。

(5) 戦略的復興事業

復興目標を達成する復興事業は、時間との競争といわれるが、その中でも、とりわけ、倒壊、焼失した大量の住宅の早期建設による生活再建、次いで、倒壊した工場、事業所、破損した設備等の復興による産業の再建、そして、港湾、高速道路等、破壊した都市インフラストラクチャーの復興による都市機能の回復などによるこれまでの生活や文化、企業活動を継続させつつ、新しく発展させていくことが緊急の課題となる。

そこで、次に示す3項目を戦略的復興事業として、復興期間の初期3年間に集中的に実施し、事業の達成を図る。

- ① 住宅再建による生活再建
- ② 事業再開と「国際経済文化アクセスゾーン」の整備による産業復興
- ③ 都市インフラストラクチャーの復興

(6) 復興促進事業

阪神・淡路地域が震災によって受けた被害から一刻も早く復旧し、震災前にも増して活気があり、魅力的で美しいまちとして復興するとともに、再び今回のような大災害に見舞われることのない、防災都市として再生を目指したいものである。

復興促進事業は、人々が震災の現場で体験的に得た教訓に導かれ「交流と共生」の新しい都市理念を先取りしつつ、復興戦略ビジョンが目指す復興目標の達成を図る。

全体的な復興促進事業の推進にあたっては、以下のような分野に分け、体系的に、一体的な連携のもとで進めるが、緊急的な事業は、復興初年度から急ぎ、早期に完成させねばならないことはい

うまでもない。

とくに分野内の事業はもとより、分野を越えた事業ごとの関連を重視し、事業相互の効果を相乗的に高めていきたいものである。復興計画の作成に際し、検討を提案する復興促進事業例は次のとおり。

- ① 新しい住まいとまち並みをつくる－住宅復興事業
- ② 既存産業が新生し、次世代産業がたくましく活動して、生き生きと働けるまちをつくる－産業・雇用復興事業
- ③ 近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちをつくる－保健・医療・福祉復興事業
[助け合って生きるまちづくり]
[安心して生きるまちづくり]
- ④ 世界に開かれた、文化豊かなまちをつくる－阪神・淡路文化復興事業
[教育の復興]
[阪神・淡路文化の再生]
[世界に開かれたまちづくり]
- ⑤ 災害に強いまちをつくる－防災都市基盤整備事業
[陸・海・空の交通インフラづくり]
[防災構造とそのネットワークづくり]
[防災教育の高揚と危機管理体制づくり]

(7) 推進の基本的方向

復興へのエネルギーは、被災地の今日までの発展を築きあげてきた兵庫県民、さまざまな市民団体、企業等の復興にかける活動から生まれるものである。そしてそれを総合して兵庫県、市町の復興事業が迅速、着実、そして効果的に進むとき、その成果はより高まる。とりわけこれらに並行して、国による特別減税、融資など税制、金融面での特別措置や重点公共投資、あるいは新しい整備手法による支援で、復興にパワーとスピードがつくのである。こうしたことから、今後の復興計画の作成とその推進には次のようなことが重要になる。

- ① 被災住民はもとより被災した教育、文化、福祉、医療、産業など各団体の自発的な復興活動を高揚させ、それを支援し、それらの団体に希望を与えるとともにそれを集約して一層進めること。
- ② 復興は10年間と期間を区切った時間との戦いであるが、その効果を高めるためには、復興事業をより短期間に、戦略的、戦術的に集中して実施し、またそれらの効果を相乗的に高めるため創意をこらすこと。
- ③ 復興事業が各分野で多岐にわたるため事業達成には「被災者・団体、産、学、官」及び「国、県、市町」の役割分担を明確にし、それぞれの役割を最大限にわたって果たすとともに、それぞれの連帯、調整で事業全体にわたる総合的な推進をはかること。
- ④ 具体的な復興計画の立案には、関東大震災、スコピエ、サンフランシスコなどの大災害からの復興に学び、内外からの研究提案を参考とすること。

⑤ 内外からのボランティアによる多彩な活動、府県や市町の医療チームなど各分野にわたる援助団体の熱意や実績を継承して、復興事業に生かしていくシステムをつくること。

こうしたことに加え、復興計画の立案にぜひ、次の点について特に配慮すべきである。

まず、第一に被災者の提案、要望を広く集約して計画に生かし、加えてその後の復興事業の実施に参加、協働するシステムを開発することが重要となる。

第二に、復興事業が日々に形となって、人々の目に見え、被災者の志気をふるいたたせ、精神的なシンボルとなる事業が必要になる。具体的な事業としてその例をあげるならば、

- ① 住宅復興と新しい街区、新都市の建設
- ② 防災幹線道路、慰霊公園・防災公園、ライフラインの共同溝など防災都市構造の整備
- ③ WHO神戸センターの活動や災害医療、心のケアなどの健康・医療システムの開発
- ④ 災害時の救助・救援などの防災システムの開発
- ⑤ 国際災害救助ボランティアセンター、国立危機管理関西センターの創設

などがある。

第三には、復興事業を広く内外にキャンペーンし、復興事業に参加を呼びかけるとともに、被災者を励まし復興への機運を高めるため、シンボルマークやキャラクターを作成するほか、復興運動のテーマソングの制作検討もすすめ、復興兵庫をアピールする。

最後に、政府の「阪神・淡路復興対策本部」と兵庫県の「阪神・淡路大震災復興本部」及び、神戸市等被災市町のそれとの連携による事業の一体的推進、さらには各地、各グループの復興事業推進組織の情報連絡等に円滑な共同事業としての展開が必要となる。とくに数多くの復興事業の進行管理を行い、全体として効果的に、円滑に推進していくシステムをあらかじめ検討し、復興計画の中で明示しておく必要があると思われる。

3 阪神・淡路震災復興計画－基本構想－

「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」の提言を踏まえ、行政としての復興の基本理念と基本目標を明らかにし、復興計画の策定に向けて住民、企業、団体が復興事業に向けた議論や検討を行うためのたたき台ともいふべき「阪神・淡路震災復興計画－基本構想－」の作成を進め、4月12日にその案を公表した。

「阪神・淡路震災復興計画－基本構想－」は、基本方針、基本理念、基本目標の3つの部分で構成されている。

【基本方針】

① 策定の趣旨

300万人を越える被災地域の住民の一日も早い生活の安定を図るため、復興のための基本理念と基本目標を明らかにする。

② 目標年次

2005年（平成17年）

③ 対象地域

兵庫県内の災害救助法指定市町である10市10町

復興事業の内容については、これら被災市町を越えた地域も含む。

【基本理念】

—人間中心の都市づくり—

- ① 自然への畏敬の念をもち、自然と共生しながら、命を守り育む、アメニティ豊かな都市づくりを進める。
- ② 高齢化・成熟化の進む21世紀へ向けて、一人ひとりが主体的に自らの生活を創造しながら、共生する社会づくりを進める。
- ③ この地域のもつ文化的風土のうえにたって、外国に開かれたまちづくりを進める。

【基本目標】

① 多核ネットワーク型都市圏の形成

被災した阪神・淡路地域の復興にあたり、新たに都市核の整備が進む大阪湾ベイエリア地域や山陽自動車道沿線の内陸部との多核ネットワーク型都市圏を形成し、安全でゆとりある地域整備を進める。

② 21世紀に対応した福祉のまちづくり

高齢者や障害者をはじめとするすべての人々が、地域活動やボランティア活動のネットワーク化などを通じて、お互いに支えあい、協働しあいながら、安心して暮らせるコミュニティの形成をめざして、福祉のまちづくりを進める。

③ 世界に開かれた、文化豊かなまちづくり

阪神・淡路地域は、優れた生活環境のもと、海外文化を積極的に受け入れ、日本を代表する個性あふれる市民文化を形成してきた。今後、生涯学習のネットワーク化などを通じて文化豊かな、ゆとりとアメニティに富む国際性豊かなまちづくりを推進する。

④ 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動するまちづくり

世界とのアクセスの良さや優れた居住空間等の地域特性を最大限に活用し、国内外の人々が集い、活動しやすい環境づくりを進めるとともに、既存産業の高度化や、情報通信関連産業や環境調和型産業など、次世代産業の発展を図る。

II 復興県民会議等による復興計画の検討

復興計画の策定や復興事業の推進にあたって広く有識者からの意見・提言を得るため、分野別に復興県民会議を設置した。

2月5日には、産業復興会議が立ち上がり、その後、2月16日にひょうご住宅復興県民会議、2月17日に外国人県民復興会議、2月23日に保健医療福祉復興県民会議が設置された。

その他にも、兵庫県生涯学習審議会や新しい家庭と地域のネットワーキング会議など種々の場で、復興に向けての検討が行われた。

1 産業復興会議

中小企業の事業再開への支援を中心とした復旧対策に全力をあげる中で、産業界自らが復興について考え行動する場として「産業復興会議」の設置について地元経済団体等と調整を開始し、2月に入り、県内の主要企業や地元経済団体等の経済界代表からなる「産業復興会議」（座長 牧冬彦兵庫県商工会議所連合会・神戸商工会議所会頭、委員は52名、学識経験者及び行政関係者13名は顧問として参加）の設置を決定し、2月5日には第1回の会議を開催して幅広い観点からの意見・提言を得て論議を行うとともに、同会議として国に対する緊急要望を行うことを決定した。

国への緊急要望事項は、特別法の制定をはじめ、産業基盤の早期復旧、ライフラインの早期復旧と公益事業の復旧に対する財政支援、工場等制限法の撤廃等規制緩和の促進、そして、被災企業の円滑な事業復旧のための金融、税制面を中心とした支援措置などとなっており、2月6日に座長から村山首相に要望を行った。

その後の産業復興戦略については、産業復興会議のもとに設置された産業復興計画策定委員会（学識経験者、経済界及び行政関係者14名、委員長 新野幸次郎元神戸大学学長）において、論議を重ね、3月22日の第2回産業復興会議、6月21日の第3回産業復興会議を経て、6月末に産業復興計画を取りまとめた。

その後、8月には、この産業復興計画の趣旨等を踏まえ、かつ阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）のうち、産業に関する部分について、平成9年度までの3カ年に取り組むものを「産業復興3ヶ年計画」として、とりまとめを行い、積極的な推進を図っていくこととしている。

【産業復興計画の概要】

ア 目的

- ① 既存産業活動の一日も早い復旧・復興
- ② 21世紀の成熟社会に向けて持続的発展を可能

イ 位置づけ

被災地域の産業界を中心とする民間活動の行動指針であるとともに、県、関係市町の行政運営に資するものとして策定する。

ウ 対象地域

兵庫県内の災害救助法対象地域「10市10町」

復興事業の内容によっては、これら被災市町を越えた地域も含む。

エ 復興の目標

- ① 中期的目標「事業再建・回復」

概ね3年以内に、純生産を震災前の水準に回復させる。

- ② 長期的目標「本格的復興」

概ね10年以内に、純生産を震災の無かったとした場合の元の成長軌道への復帰あるいはそれを凌ぐ復興をめざす。

オ 復興対策

① 緊急的な取り組み

- a 産業関連基盤の早期復旧整備
港湾、道路、鉄道等の重要な産業関連基盤の早期復旧を図る。
- b 被災企業の早期事業再開支援
 - ・ 被害実態の把握と相談指導・支援体制の確立
 - ・ 緊急低利融資の実施や税の減免等金融・税制面の支援
 - ・ 仮設工場・共同仮設店舗等の設置支援等事業の場の確保
 - ・ 雇用調整助成金の特例措置等雇用安定等への支援 など

② 本格的産業復興の重点課題

[重点課題]

- a 新産業創造システムの形成
新産業創造のための制度、機能（施設）、人材等が備わったシステムの形成
- b 高度集客都市群の形成
集客機能の整備とその積極的な活用を通じた集客型産業都市群の形成
- c 国際経済文化機能ネットワークの形成
国内外からの投資や外国企業の誘致を促進するための機能ネットワークの形成

[本格的産業復興をリードする重点プロジェクト]

- a 新産業創造支援センターの整備推進
- b 国際ビジネスエリアの整備推進
- c インポートマート等集客施設の整備推進
- d エンタープライズゾーンの設置
- e コンベンションセンター構想の推進
- f 兵庫国際センター等の国際交流・協力ゾーンの整備推進
- g 東播磨情報公園都市構想の推進
- h 神戸国際マルチメディア文化都市(KIMEC) 構想の推進
- i 高度商業集積基盤施設（三宮地区）

③ 中長期的取り組み

- a 産業関連基盤のさらなる高度化
 - ・ 陸・海・空にわたる多元・多重の総合交通体系の整備推進
 - ・ 総合物流拠点としての神戸港の機能強化
 - ・ 神戸空港の整備と関西国際空港、大阪国際空港との機能分担
 - ・ 新エネルギー利用システムの導入など
- b 既存産業の高度化
 - ・ 製造業・・・・・集団化等の促進、新分野への進出支援など
 - ・ 商業・・・・・商店街再整備計画策定指導など

- ・ 集客型産業・・・観光大学などの誘致、イベントリレーの開催など
- ・ サービス業、業務機能・・・国際会館の早期再建など
- c 成熟社会に相応しい新産業の創造支援
 - ・ 新産業創造キャピタル制度の創設
 - ・ 新産業創造プログラムの充実
 - ・ 産学官による共同研究開発の推進
 - ・ ウェルフェアテクノハウスの整備推進など
- d 高度情報通信基盤の整備と情報通信関連産業の振興
 - ・ ひょうご産業情報化促進センターの設置
 - ・ 光ファイバー網の先行整備
 - ・ 情報バックアップシステムの整備推進など
- e バランスのとれた産業配置と広域的連携
 - ・ 被災地周辺における産業団地の整備促進
 - ・ 神戸市東部新都心の整備計画の推進
 - ・ 尼崎臨海西部開発整備構想の推進
 - ・ ポートアイランド2期の整備促進
 - ・ 被災地域に対する工場等制限法の適用除外
- f 世界都市機能の拡充
 - ・ 外資系企業・外国企業の誘致
 - ・ ひょうご輸入住宅総合センターの設置
 - ・ 淡路島国際公園都市の整備推進
 - ・ WHO神戸センターの設立など
- g 地域産業の高度化に対応した人材育成と豊かな勤労者生活の実現
 - ・ 職業能力開発支援拠点の整備構想の推進

その後、12月25日には、本格的な産業復興を力強く推進していくため、産業復興計画に位置づけられた事業の内、構想・検討段階のものの早期促進や復興に向けての内外へのアピール等を積極的に行っていくことを目的として「助阪神・淡路産業復興推進機構」を設立した。

2 ひょうご住宅復興会議

被災家屋は、震災発生後調査が進むにしたがって増大の一途をたどり、避難者数もピーク時の1月23日現在で316,678名となった(平成8年1月31日現在で焼失家屋は7,456棟、倒壊家屋は192,706棟)。

こうした中、応急仮設住宅については、入居を希望する全避難者世帯に対して確保することを基本に、震災直後から被災市町と一体になって用地確保を順次進めた。そして神戸市内や阪神・淡路地域の各被災市町を中心として、姫路市や加古川市等の周辺地域を含め合計48,300戸の応急仮設住宅を建設、避難所での困窮生活を余儀なくされていた被災者へ供給した。

しかしながら、応急仮設住宅はあくまでも本格的な住宅の復興がなされるまでの言わば暫定的な措置（法律上の設置期限：建築工事が完了した日から2年間）であり、また、住宅は県民生活の基盤であることから、恒久住宅の建設や被災者支援に係る各種支援施策についての住宅復興計画を早急に作成して強力に推進する必要性があった。

このため、震災により失われた大量の住宅ストックを早期に回復し、将来に向けて災害に強く、次世代につながる計画的で美しい住宅市街地を復興し、高齢者等にやさしい安全・快適で恒久的な住宅の供給を進めるとの方針を決定し、今後3カ年間にとおおむね10～14万戸の復興住宅が必要であるとの認識のもとに、21世紀初頭を展望した県の新しい住宅政策の総合的・体系的な指針としてかねてから検討を進めていた「ひょうご住宅マスタープラン」の成果を前倒しして「住宅再生3カ年計画」(後に「ひょうご住宅復興3カ年計画」と名称変更)を策定することとした。そのため、2月8日には、学識経験者をはじめ、住宅関連の公的団体や民間団体・事業者の代表、行政機関代表や海外関係者からなる「ひょうご住宅復興会議」(座長 巽和夫京都大学名誉教授、委員48名)の設置について方針を決定し、同月16日に第1回目の会議を開催して、住宅復興にかかる県の基本的な考え方を提示し、各委員からさまざまな提言や意見が出された。

その後、県としてまとめた「ひょうご住宅復興3カ年計画」の案を3月9日に県議会（災害対策特別委員会）において説明、あわせて報道関係者にも記者発表を行うなど、計画作成について周知を図るとともに、この復興会議についても、総合政策・公共政策・民間住宅・輸入住宅の4部会を設置して、各項目について詳細に議論することとなった。ここで第1回会議に出された意見や県の提案等について検討を行い、その結果を受けて提言案をまとめ、5月12日に第2回目の会議を開催してその提言案の審議を行い、同月29日に座長から知事に対して提言が手渡された。

3 外国人県民復興会議

今回の震災では、外国人県民も大きな被害を受けたが、国際交流先進県として地域の国際化に取り組んできた本県として、国際都市・神戸を中心とする被災地域の復興に当たっては、世界に開かれ世界の人々と共に生きる国際性豊かな地域づくりを日本人県民と外国人県民が協力して進めるべく、広く外国人県民の視点からの提言を得るため、2月9日の震災復興本部会議において、各総領事館関係者や外国人団体代表者、外国人学校関係者や学識者、国際交流団体関係者などからなる外国人県民復興会議（座長 芹田健太郎神戸大学教授、委員は41名）の設置について方針を決定した。

そして、2月17日に第1回会議、4月21日に第2回会議を開催、外国人学校の復旧への支援、生活情報の提供、国際交流や国際理解、留学生対策など幅広い観点からの意見や提言が出された。

そのほか、在関西総領事等からの意見聴取を行い、5月9日に最終提言を取りまとめ、国の復興対策本部長、知事、神戸市長に報告した。最終提言は、「世界にひらかれたまちづくり」を基本理念とし、33項目について提言を行っているが、これらの提言は「阪神・淡路震災復興計画」の中に反映されたところである。

なお、具体的な施策については、この提言を受けて(財)阪神・淡路大震災復興基金の事業として、震

災に起因する外国人県民の医療に係る未払い費の医療機関への補填制度や外国人学校に対する支援制度が創設されたほか、外国人県民への震災関連情報紙の発行などが行われた。

4 保健医療福祉復興県民会議

このたびの阪神・淡路大震災では5千人を超える犠牲者が発生し、その半数近くが高齢者であったこと、倒壊した家屋に長時間、高齢者や障害者が取り残されたことや、交通停滞により救出された患者の病院への搬送が遅れたこと、多くの診療所が被災し地域医療に大きな影響が生じたことなどを忘れてはならない。

その一方で、震災直後から近隣が協力して互いの救出に当たったことや、被災者の救護や救援に全国さらには海外から多くのボランティアが参集したことは、改めて助け合いの大切さを認識させることとなった。

こうした震災の教訓と反省に立ち、保健医療福祉の分野を中心に復興に向けた提言を集約するため、2月23日に「保健医療福祉復興県民会議」が設置され、4月24日まで計3回にわたる会議を経て、震災復興に向けた提言を取りまとめた。

当県民会議の提言は、「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」の中で、「バリアフリーのまちづくりの推進」、「住民の安心とふれあいを支える拠点の整備」及び「災害医療システムの整備」などに具体的な施策として反映されたところである。

5 兵庫県生涯学習審議会

生涯学習とは本来、人間がいかなる時でも自律の心のもとに自立し、向上しながら相互に連帯することをめざして行われてきたものであり、今回の震災を経験したことにより、生涯学習の重要性が再確認された。

そこで、兵庫県生涯学習審議会では、平成6年4月から行ってきた「生涯学習中核センター構想について」と「生涯学習におけるメディア活用について」という2つのテーマに関する審議を中断して、3月24日と4月25日の2回にわたって臨時総会を開催し、「阪神・淡路大震災からの復興にむけた生涯学習の今後のあり方」について審議が行われた。

この審議の結果については、5月26日に中間報告として復興本部会議に報告され、6月29日には、「阪神・淡路大震災からの復興にむけて」として県あて提言された。

報告書では、「学習者の主体性を尊重し、その生活創造を支える」というこれまでの基調の上になつて、震災からの復興をめざして展開される県民の多様な生涯学習活動を支援していくことが必要とされ、復興にむけた生涯学習のあり方として、

- ① 人づくりと「生涯学習」（自己の開発と共生社会における市民意識の醸成）
- ② 人間関係づくりと「生涯学習」（人間関係のバックアップシステムの確立）
- ③ まちづくりと「生涯学習」（集い、交流し、学びあうまちづくり）
- ④ 市民意識の醸成と「生涯学習」（真の望ましい市民社会の構築）

の4つの視点と今後の施策展開の方向が提言されている。

提言に述べられたこれらの考え方は、「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」や各部における具体的施策に反映している。

6 新しい家族と地域のネットワーキング会議

震災を通して、家族が互いに助け合って危機的状況乗り越え、絆を強めた多くの事例があったが、一方で「震災同居による『嫁』への加重負担」や「親の扶養をめぐる兄弟姉妹間のせめぎあい」など、家族が抱える課題を顕在化させた事例も数多くあった。

また、地域コミュニティがしっかりと形成されているところでは、倒壊した家屋の下からの救出活動やバケツリレーによる火災の消火活動がスムーズに行なわれるなど、改めて助けあい支えあう地域の人間関係の大切さが浮き彫りにされた。

そこで、2月以降、緊急インフラ整備や住宅、産業、保健医療福祉など、各分野で復興計画の策定に向けての動きが本格化する中、家族や地域についても、震災によって直面した問題を貴重な経験として、今後の復興に生かすべく、「地域ネットワーク」形成のあり方などを検討する「新しい家族と地域のネットワーキング会議」が設置された。

同会議では、救護対策現地本部に携わった職員の声や、県立女性センターに寄せられた心の相談などを参考にしながら、家族や地域の助けあい支えあう人間関係の構築に向けての方策について、3月4日、3月22日の2回にわたって議論、検討された。この議論の成果は、3月30日に中間報告として復興本部会議に提出され、また5月26日には最終報告が復興本部会議に諮られた。

報告書では、新しい人間関係を形成していくために、「自立」を「関係をつくる力」と捉える新しい考え方や固定的な役割分担意識を乗り越え、一人ひとりが地域に心をひらくことの重要性を提案しているほか、地域ネットワークの形成に向けての具体的方策として、「場」「人」「情報」をつなぐ結節点としてのキーパーソンの必要性などを提案している。このうち、地域ネットワークを形成していく上でのコアとしての「フェニックス・ステーション」の提案が、具体的施策として結実した。

7 男女共生のまちづくり推進会議

県立女性センターでは、女性と男性がともにまちづくりに参画し、生活者の立場から誰もが共生しあえるまちづくり、子どもや妊婦、高齢者、障害者にやさしいまちづくりをすすめていくために「男女共生のまちづくり推進会議」を設置。2月22日から3月6日までの阪神・神戸・東播磨・淡路の各地域における地域別フォーラムや、4月8日の県民フォーラム、手紙や電話・FAXによる提案等をつうじて、復興へむけての県民からの意見を集約し、「－復興の兵庫へ－男女共生のまちづくり提言」として、労働・家族・子育て、等15の視点から、男女共生のまちづくりへむけての基本的考え方と提案をまとめ、広く県民に配布し、議論を喚起した。同時に、県民からの「男女共生のまちづくり提案コンクール」を実施し、73点の応募の中から、9月30日の「男女共生のまちづくりフォーラム」において、優秀賞のスピーチおよび表彰式をおこなった。

8 食品産業振興連絡調整会議

県内の食品産業の被害状況について、兵庫県食品産業協議会を通じ、その把握に努めたところ、大きな被害が判明するところもあり、今後の復興についての協議を兵庫県食品産業協議会と随時行ってきた。

県内の食品産業の復興の一助とするため、兵庫県食品産業協議会と話し合いを進め、特に大きな被害を受けた団体、企業を主なメンバーとする9名の委員を構成に食品産業振興連絡調整会議の第1回を4月20日に開催した。

さらに、食品産業振興連絡調整会議第2回を5月25日に、第3回を6月5日に開催し、復興指針を作成した。

作成した復興指針を関係企業に配付するとともに、その内容を「阪神・淡路震災復興計画」及び食品産業振興施策に反映した。

Ⅲ 阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）の策定

1 阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会

阪神・淡路大震災からの一刻も早い復興をめざし、復興計画を策定するにあたり、有識者からの具体的な提言を得るため、有識者等50名で構成される「阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会」(委員長：三木信一神戸商科大学学長)を5月11日に発足させた。

委員は下表のとおりである。

(敬称略)			
区 分	氏 名	所 属 等	備 考
特 別 委 員	貝原 俊民 笹山 幸俊 内仲 康夫 新野幸次郎	兵庫県知事 神戸市長 国土庁長官官房審議官 神戸大学名誉教授	
有 識 者 委 員	沖村 孝 加藤 恵正 角野 幸博 河内 厚郎 北浦かほる 黒田正治郎 小森 星児 佐藤友美子 高島 進子 徳山 明 中瀬 勲 鳴海 邦碩 春名 攻 端 信行 林 敏彦 林 春男	神戸大学工学部助教授 神戸商科大学商経学部教授 武庫川女子大学教授 演劇評論家 大阪市立大学助教授 近畿大学短期大学部助教授 姫路短期大学学長 サントリー不易流行研究所 神戸女学院大学教授 兵庫教育大学教授 姫路工業大学教授 大阪大学工学部教授 立命館大学理工学部教授 国立民族学博物館教授 大阪大学経済学部教授 京都大学防災研究所助教授	以下50音順

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
有識者委員	林 宜嗣 松原 一郎 丸川征四郎 三木 信一 南 裕子 森津 秀夫 山中千代衛 蠟山 昌一 ロー・アレキサンダー	関西学院大学経済学部教授 関西大学社会学部教授 兵庫医科大学教授 神戸商科大学学長 県立看護大学学長 神戸大学工学部助教授 姫路工業大学学長 大阪大学大学院教授 神戸大学大学院教授	
団体等委員	砂野 耕一 上田 統雄 小林 郁雄 草地 賢一 島田 誠 団 秀和 繁田 安啓 広瀬雄二郎 藤本 芳秀 増田 大成 松本 冬見 豆谷 功 三木 徹也 元原 利文 八馬 望 山田美智子 吉岡 康榮 吉田 昌二 吉田 浩	神戸経済同友会代表幹事 兵庫高校校長 まちづくり会社コー・プラン代表 神戸NGO協議会代表 神戸文化復興基金事務局長 神戸青年会議所理事長 北淡町消防団長 NTT関西通信システム本部阪神復興プロジェクト部長 日本ケミカルシューズ工業組合理事長 コープこうべ専務理事 住宅建築コーディネーター 連合兵庫事務局長 兵庫県商工会議所連合会専務理事 神戸弁護士会震災復興対策本部法制対策専門部会長 兵庫県酒造組合連合会会長 芦屋市商工会婦人部長 県精神保健協議会評議員 長田防火協会会長 全国自治体病院協議会兵庫県支部長	
行政機関委員	辻 寛 山下 彰啓	兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部長 神戸市震災復興本部総括局長	

委員会の運営については、都市再生戦略昨的懇話会と同様に、都市工学、経済政策、福祉、医療、文化等の専門家8名からなる企画委員会を設け、5月9日に第1回調査委員会に先だって第1回企画委員会を開催し、運営等について意見交換を行った。

5月11日の第1回全体会議では、阪神・淡路大震災からの復興計画の理念及び目標について意見交換がなされた。調査会の運営について、効率的に議論を進めるため部会による運営の提案があり、①都市、②産業・雇用、③保健・医療・福祉、④生活・文化・教育の4つの部会を設置することとなった。

各部会は、5月18日から6月16日までの間に3回～4回開催され、各分野の復興事業について精力的に検討がなされた。この間6月3日には第2回の全体会議が開催され、各部会の検討状況を踏まえて復興計画の理念及び目標等について意見交換を行った。

6月24日に、第3回の全体会議を開催し、有識者へのヒアリングやこれまでの検討結果を踏まえて提言の取りまとめを行った。

6月29日に三木委員長から貝原知事に対して提言が提出された。提言は「復興計画の理念と目標」、「復興計画のフレーム」、「復興事業計画」、「復興事業推進の課題」の4つのパートから構成されており、その概要は以下のとおりである。

【復興計画の理念と目標】

(1) 計画策定の趣旨

被災地の一刻も早い復旧・復興を願って、「都市再生戦略策定懇話会」が震災の経験と教訓を生かして提言した「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」及びそれを受けて兵庫県が策定した「阪神・淡路震災復興計画－基本構想－」、被災者からの提案や県民アンケート、各分野にわたる復興県民会議、市民団体、県民等の提案、さらに被災各市町の復興計画をベースに、具体的な復興事業を検討し、立案したものである。

(2) 計画策定の視点

- ① 「兵庫2001年計画」の促進と21世紀初頭における被災地の長期ビジョンの実現
- ② 災害から得た教訓を生かすこと
- ③ 新しい都市文明の形成を先導すること

(3) 復興計画の理念

これまで、社会のあり方や、都市形成にあっては、「安全」や「安心」という人間生活の本来のあり方にともなう視点にややもすると欠ける一面があった。今回の大地震からこのことを謙虚に反省し、自然の力の大きさを認識し、自然と人間との共生を基調としつつ、人間の活動を生き生きと支える活気ある都市創造をめざす必要がある。

以上のことから、基本理念を「生命を守り育む、人間中心の都市づくり」とする。

(4) 復興計画の基本目標

復興計画の推進により達成されるべき目標は、被災者の生活救済と復興、市民活動、文化活動などの都市活動の復旧を通じたそれらの創造的発展、さらに、破壊されたインフラストラクチャの復旧と将来に向けた発展方向に沿った整備による都市の再生である。

次に示す領域ごとに具体的な目標を設定する。

- ① 災害に強く住みやすい都市づくり
- ② 近隣が助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり
- ③ 世界に開かれた豊かな文化社会づくり
- ④ 活力ある新しい産業社会づくり

(5) 計画のフレーム

ア 計画の性格

- ・被災者、被災団体の生活再建、自立復興への誘導と支援プログラム
- ・被災していない県民・団体の復興事業への参加と実践プログラム

- ・被災市町の復興計画及びその実施への提案
- ・兵庫県の復興計画及びその実施への提案
- ・国民の復興事業への参画要請
- ・国の復興事業への支援の要請

イ 対象地域

兵庫県内の災害救助法指定市町10市10町

なお、復興事業の規模と内容によってはこれらの地域を越え、兵庫県内、関西また全国へと広がる場合もある。

ウ 計画期間

復興の目標年次は平成16年度とする。

(6) 復興事業計画

ア 緊急復旧事業

- ・仮設住宅の建設
- ・瓦礫の処理
- ・道路港湾の復旧

イ 復興リーディング・プロジェクト

① 安全な都市づくりをめざす

- ・復興都市づくりマスタープラン及び支援システムの確立
- ・都市の安全基準の作成と地域防災計画の策定
- ・多核ネットワーク型都市構造の形成と格子型高規格道路・情報ネットワークの整備
- ・防災公園など緑の水のネットワークの整備
- ・国際防災センターの誘致と災害情報システムの整備
- ・災害科学博物館の建設と野島断層の保存
- ・大学等における震災と復興の研究への支援と記録誌の作成

② 住みやすい住宅復興をめざす

- ・「ひょうご復興住まい・まちづくりセンター」の設置による自力復興支援
- ・7万7千戸の復興公的供給住宅の早期建設
- ・高齢者・障害者に配慮した住宅の建設
- ・新しいシステムを取り入れた復興住宅の建設
- ・「被災市街地復興推進地域」における住宅の建設
- ・神戸市東部新都心づくりと臨海部の新しい都市核における住宅の建設
- ・復興モデル住宅街区の建設

③ 新しい福祉都市をめざす

- ・こころのケアセンターの設置
- ・災害医療センターの創設と災害医療システムの整備

- ・WHO神戸センターの創設と関連研究機能の活性化
 - ・ヘルスケアパークの設置
 - ・フェニックス・ネット構想の推進
 - ・バリアフリーな生活・居住環境の創造
 - ・ボランティア運動の高揚・支援と災害ボランティア国際センターの建設
- ④ 新しいライフスタイルと風格ある文化都市をめざす
- ・学校の復興と防災教育の啓発・推進
 - ・大学都市づくりと「兵庫学生街」の建設
 - ・阪神・淡路文化復興運動の高揚と支援
 - ・新県立美術館など芸術文化振興のための中核施設の建設
 - ・総合国際ゾーンの整備
 - ・淡路島国際公園都市の建設
 - ・由緒ある建築物と町並みの再生
- ⑤ 次世代産業の育成による活力ある都市づくりをめざす
- ・神戸港の復興と産業基盤の整備
 - ・エンタープライズゾーンを核とした国際経済文化機能ネットワークの形成
 - ・「都市復興支援産業」の育成と最先端技術を活用した既存製造業の活性化
 - ・神戸国際マルチメディア文化都市(KIMEC)や東播磨情報公園都市の整備と情報産業の振興
 - ・新しい観光・集客戦略の展開
 - ・国際化、情報化、港湾都市機能の高度化等に対応した人材の能力開発の推進
 - ・復興促進イベントの開催

2 復興計画策定プロセスへの住民参加

復興計画の策定にあたっては、被災者をはじめとする住民等からの意見・提案をもとに具体的な復興事業を検討し、英知を結集した県民主体のものとするのが何よりも重要であった。そういった認識から、震災後間もない2月から復興に向けての意見・提案を郵便やファクシミリで県庁へ送っていただくよう呼びかけを行っていた。

計画策定を進めるにあたっては、既に行っていた意見・提言の募集は当然のこととして、被災地の至る所で行われている復興に向けた議論の成果を少しでも多く得られるよう、住民の方々が身近なところから自主的に復興について学習や議論をして復興についての提案を積極的に行う「コミュニティ復興フォーラム」の開催を広く呼びかけ、その成果を持ち寄って地域別の県民復興フォーラムと全体フォーラムを開催することとした。コミュニティ復興フォーラムの開催を促進するため、10人以上でフォーラムを開催する際に、まちづくり等の専門家のアドバイスを必要とする場合には専門家のボランティアを派遣することとした。

「阪神・淡路震災復興計画－基本構想－」が策定された直後の5月2日に「復興計画策定プロセス

への住民参加」について記者発表するとともに、ポスターやリーフレット、さらには著名人や各種団体の代表の方からのメッセージを紙面掲載するなど種々の方法で呼びかけを行った。

そして、地域別フォーラムを5月21日阪神地域と神戸・東播磨地域において開催し、5月24日に淡路地域で開催した。5月28日には兵庫県公館において全体フォーラムを開催し、延べ千人近くの人が参加し、幅広い観点から復興についての意見・提案が発表された。

こういったことを含め、県に寄せられた復興に対する意見・提案は約800件、項目にして2,000を上回るものであった。意見・提案は、防災、都市計画、保健・医療・福祉、住宅、道路・交通、産業・雇用、教育など多岐にわたっている。

3 地元一体の計画策定

復興に向けた計画は、被災市町の多くでも策定作業が進められており、県が策定する復興計画は被災市町の復興計画と整合を図る必要があるため、2月14日から6回の連絡会議を開催するとともに、5月31日には、知事と10市10町の首長との連絡会を開催し、市町長からの意見を得るなど被災市町との連携を図りつつ、国との調整も行いながら復興計画の策定作業を進め、7月末に「阪神・淡路震災復興計画」(ひょうごフェニックス計画)を策定した。

計画は、序説、理念と目標、復興事業計画の3つの部分から構成されており、その概要は以下のとおりである。

【序説】

(1) 策定の趣旨

平成7年1月17日に阪神・淡路地域を直撃した、マグニチュード7.2の直下型大地震という自然の猛威の前に、機能的に高度に発達した近代都市がいかにか脆弱な一面を持っていたか、我々は認識を改めざるを得なかった。

被災各市町の復興計画との調整を図りつつ、300万人を超える被災市街地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復旧・復興をめざしてこの復興計画を策定した。

(2) 計画の役割・性格

- ① 震災復興のための兵庫県の行政計画
- ② 被災者の自立復興を支援する計画
- ③ 市町の復興計画の指針となり、それを支援する計画
- ④ 国・公団等に対しては、必要な復興事業の推進や支援を要請するもの
- ⑤ 県民や各種団体、民間企業に対しては、生活・事業再建や計画実現に向けた取り組みへの積極的参画を促す指針

(3) 目標年次

2005年(平成17年)

(4) 対象地域

兵庫県内の災害救助法指定市町10市10町

復興事業の内容については、これらの地域を越えた地域も含む。

(5) 計画推進上の課題

大都市直下型地震災害からの復興は、被災者、被災団体、地方公共団体等にとって前例のない困難を伴うものである。

このため、復興事業の推進にあたっては、以下の点に留意しつつ、その目標の達成を目指す。

- ① 住民主体によるまちづくり
- ② 人と自然が共生する環境創造
- ③ 民間活力による復興を促進する規制緩和
- ④ 国内外の多くの参加と協力による復興
- ⑤ 行財政改善の推進
- ⑥ 政府の地方公共団体への支援
- ⑦ 復興事業のマネジメント

【理念と目標】

(1) 基本方針

- ① 被災者の中には、精神的、物質的に大きな被害を受け、将来に向けた人生の夢や展望が持てない人、目の前の現象しか考える余裕が無くなっている人が少なくない。

これらの人々が自力復興への意欲と活力を持ち、新しい生活を切り開くためには、どれほどの誘導と支援が可能となるかが復興の鍵を握っており、本計画は、これらの直面する課題に対し、きめ細かい様々な政策的努力を重ねることを前提とする。

- ② 今回の地震による被害を、これまでの「利便」「効率」「成長」を重視する都市文明への大きな警告と受けとめ、被災地の責任として、「安全」「安心」「ゆとり」をキーワードとする都市を復興しなければならない。

国の理解を得ながら、大災害の現場から得られた教訓を生かし、従来の考え方を越えた都市基盤の整備とそれを活用したコミュニティ形成のモデル地域をめざすこととする。

- ③ 復興にあたって重要なことは、単に1月17日以前の状態を回復するだけではなく、新たな視点から都市を再生する「創造的復興」を成し遂げることである。そのため、「兵庫2001年計画」の総合的点検において示された「21世紀初頭の新たな兵庫の創造についての基本的な考え方」と「被災地域の長期ビジョン」のうえにたって、関西国際空港開港、大阪湾ベイエリア整備、明石海峡大橋建設等により世界都市関西の形成が期待されるなか、阪神・淡路の文化的特性を活かし、新しい都市文明の形成をめざすこととする。

(2) 基本理念

一人と自然、人と人、人と社会が調和する「共生社会」づくり

- ① 「兵庫2001年計画」の理念に基づく先導的な復興事業を、この地域において推進する。
- ② 高齢化・成熟化の進む21世紀へ向けて、一人ひとりが主体的に自らの生活を創造しながら、共生する社会づくりを進める。

- ③ この地域のもつ文化的風土のうえにたって、外国に開かれたまちづくりを進める。
- ④ 自然への畏敬の念をもち、自然と共生しながら、命を守り育む、アメニティ豊かな都市づくりを進める。

(3) 基本目標

被災者一人ひとりの復興には、地震直後の人命救助、救援活動に続く生活再建や、こころの健康の回復を急ぐなかで、安全で安心して快適に暮らせることが何よりも優先されるべきである。

また、被災地の阪神・淡路地域の復興には、文化的・経済的な都市集積の復旧に加え、震災前にも増して、京阪神都市間のネットワークを広げ、東西交通の要衝、日本文化と外国文化の接点としての役割を果たして、世界都市関西の中核を担い、文化首都圏の主都市たる機能と風格を持った地域づくりが目標となる。

こうした復興目標を達成するために作成する復興計画は、次に示す領域ごとに具体的な目標を設定する。

① 21世紀に対応した福祉のまちづくり

被災した住宅の復興にあわせ、高齢者や障害者をはじめとするすべての人々が、安心して暮らせるコミュニティの形成をめざし、「すこやか長寿大作戦」にもとづき、社会福祉施設等の整備を進めるほか、地域活動やボランティア活動のネットワーク化などを通じて、共に生きるノーマライゼーションの理念を基調とし、保健・医療・福祉機能が連携した生き甲斐のもてる地域づくりを進める。

② 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり

阪神・淡路地域は、すぐれた生活環境のもと、海外文化を積極的に受け入れ、日本を代表する個性あふれる市民文化を形成してきた。今後、生涯学習のネットワーク化などを通じて文化豊かな、ゆとりとアメニティに富む国際性豊かなまちづくりを推進する。

③ 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり

21世紀の成熟社会に向けた新たな産業構造を構築するため、既存産業の高度化、新分野進出といった従来からの取り組みに加え、新産業創造システムの形成、高度集客都市群の形成、国際経済文化機能ネットワークの形成を本格復興の3つの重要課題とし、計画的な復興に取り組む。また、事業推進の際には、民間能力の活用を図りつつ、多様な産業基盤整備プロジェクトの適切な推進を図る。

④ 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり

大震災の反省と教訓を踏まえて災害に強い安全なまちづくりをめざして、地域防災計画を見直し、防災体制の充実強化を図るとともに、総合的な防災情報システム、防災拠点など防災機能の整備を進める。

⑤ 多核・ネットワーク型都市圏の形成

被災した阪神・淡路地域の復興にあたり、新たに都市核の整備が進む大阪湾ベイエリア地域や山陽自動車道沿線の内陸部との多核・ネットワーク型都市圏を形成し、安全で環境保全に配慮し

たゆとりある地域整備を進める。

【復興事業計画】

- (1) 21世紀に対応した福祉のまちづくり
 - ① バリアフリーのまちづくりの推進
 - ② 良質な復興住宅の供給
 - ③ 住民の安心とふれあいを支える拠点の整備
 - ④ 人的ネットワークシステムの整備
 - ⑤ 災害医療システムの整備
- (2) 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり
 - ① 地域の芸術文化活動の復興
 - ② 学校・文化財の復旧の支援
 - ③ 街並み・景観の復興
 - ④ 参画型生涯学習システムの推進
 - ⑤ 国際交流拠点の整備とプログラム開発
 - ⑥ 都市と農山漁村の提携
- (3) 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり
 - ① 国内外へのアクセス整備と産業基盤づくり
 - ② 国際経済文化機能ネットワークの形成
 - ③ 既存産業の高度化
 - ④ 新産業の創造・育成
 - ⑤ 農林水産業の振興
 - ⑥ 雇用の安定と地域産業を支える人材の育成
- (4) 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり
 - ① 地域防災基盤の整備
 - ② 防災施設の整備
 - ③ 防災マネジメントの充実
 - ④ 防災システムの充実
 - ⑤ 地域防災力の向上
 - ⑥ 調査研究体制等強化
- (5) 多核・ネットワーク型都市圏の形成
 - ① 被災地における人にやさしいまちづくり
 - ② 被災地区の整備と連携した新しい都市づくり
 - ③ 陸・海・空にわたる多元・多重の総合交通体系の整備
 - ④ 都市基盤の早期復興
 - ⑤ 防災拠点等の整備

⑥ 災害に強い都市と農山漁村の基盤整備

IV 緊急 3 ヶ年計画の策定

復興に向けた取り組みのうち、特に短期間のうちに計画的に取り組む事業を明らかにする必要がある産業、インフラ、住宅については、緊急 3 ヶ年計画を策定した。

1 産業復興 3 ヶ年計画

本県産業活動の中核地域に壊滅的被害をもたらした大震災から早期に立ち上がり、被災産業の事業再開や地場産業の復旧を図ることは、産業の空洞化を防止して兵庫の産業活動を回復させ、また、わが国全体の産業発展にも大きなプラスをもたらすものである。

このため、今後の産業復興に当たっては、今回の震災で甚大な被害を受けた鉄鋼、造船等の本県基幹産業をはじめ、ケミカルシューズやゴム、酒造等の地場産業、商店街や小売市場などの再建を支援して既存産業活動の一日も早い復旧を図るとともに、21世紀の成熟社会に向けて持続的発展を確実にするため、新産業の創造、国際経済交流の推進などにより新たな産業構造を構築し、本県産業構造の高度化を図っていくことが重要である。

その後の産業復興戦略については、産業復興会議のもとに設置された産業復興計画策定委員会（学識経験者、経済界及び行政関係者14名、委員長 新野幸次郎元神戸大学学長）において、論議を重ね、3月22日の第2回産業復興会議、6月21日の第3回産業復興会議を経て、6月末に産業復興計画を取りまとめた。

8月には、産業復興会議が6月末に取りまとめた産業復興計画の趣旨等を踏まえ、かつ阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）の内、産業に関する部分について、平成9年度までの3か年に取り組むものを「産業復興 3 ヶ年計画」として、とりまとめを行い、積極的な推進を図っていくこととしている。

2 緊急インフラ整備 3 か年計画

今回の大震災は、国土軸の中心に位置しわが国の人・もの・情報の流れの大動脈をなす地域の生活、産業活動、都市機能を壊滅させたことから、その影響は日本全体の活動にも及ぶものであり、大震災による損傷が長引けば、阪神・淡路地域における、定住人口の流出、基幹産業及び地域産業の空洞化、国際物流機能の海外流出などにより、本県のみならず国民経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

このため、県民生活や産業活動の基盤となる道路、鉄道、港湾、ライフライン等の早期復旧に全力をあげるとともに、二次災害防止のための防災インフラ整備、交通機関相互の連携、代替性の確保等による多元多重の総合交通体系の整備等、災害に強く安心して暮らせる多核・ネットワーク型都市圏の形成をめざして、2月に入り、道路、鉄道、港湾、空港、河川、砂防、海岸、ライフライン（上下水道、共同溝、情報通信）、市街地整備、新しい都市核、防災拠点などにかかる急施を要する事業の復

興指針となる「緊急インフラ整備3か年計画」の策定を開始した。

交通部門の計画策定に際しては、学識経験者等からなる「交通基盤復興懇話会」(座長 今野修平大阪産業大学経済学部教授)を設置し、2月25日を第1回に3回の会議を開催し、震災から得た教訓等を踏まえて交通基盤復興の視点、基本方針等についての示唆を受け計画へ反映させた。また、港湾復興については、学識経験者、関係行政機関、港湾関係者等からなる「兵庫県港湾復興検討委員会」(座長 吉川和広 関西大学工学部教授)を設置し、復旧・復興の指針となる方策の検討を行った。

さらに、既往計画の見直し、関係省庁、地元市町等との協議調整を行い、「阪神・淡路震災復興計画」の策定と歩調を合わせながら、「緊急復興事業」、「緊急防災まちづくり事業」、「戦略的基盤整備事業」等からなる「緊急インフラ整備3か年計画」のとりまとめを11月に完了した。

この計画の趣旨等を踏まえ、インフラ整備に向けて、県、被災市町、民間等が連携を図りながら、国への積極的な支援を求めつつ、積極的に復興事業を推進しているところである。

3 ひょうご住宅復興3カ年計画

(1) ひょうご住宅復興3カ年計画の策定について

ひょうご住宅復興会議が5月に取りまとめた提言を受けて、県は「ひょうご住宅復興3カ年計画」を8月に策定した。

同計画においては、平成7年度から9年度の3カ年間に於いて125,000戸の住宅を建設することとしている。

その内訳は、平成6年度以前着工分が15,000戸、新たに建設に着手する戸数が110,000戸である。具体的には県や市町が供給する災害復興公営住宅18,000戸、再開発系住宅6,000戸、国の特定優良賃貸住宅制度を利用した災害復興準公営住宅18,000戸、公団・公社住宅22,000戸、街づくり系住宅が13,000戸となっており、これらの公的供給住宅総計は77,000戸となっている。

同計画は、上記の恒久住宅建設計画の他にも被災者の住宅再建に係る各種支援施策等を盛り込んだものとなっている。その施策については下記のとおりである。

- ・災害復興(賃貸)住宅の一元的受付・選定
- ・設計・建設システムの合理化
- ・住宅金融公庫融資等の活用
- ・住宅復興助成基金の設置
- ・阪神・淡路大震災復興基金の設置
- ・災害復興(分譲)住宅
- ・公団・公社分譲住宅等
- ・被災者住宅再建支援制度
- ・民間住宅共同化支援制度
- ・持ち家修繕助成
- ・被災マンション建替支援制度

- ・定期借地権による被災マンション建替支援制度
- ・震災復興型の総合設計制度の創設
- ・被災マンション建替等支援事業
- ・被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進制度
- ・学生寄宿舍建設促進制度
- ・賃貸住宅家賃等補助
- ・面的整備事業の積極的推進
- ・ひょうご100年住宅の建設推進
- ・応急危険度判定士制度の創設
- ・高齢者仕様の標準化
- ・人生80年いきいき住宅補助制度
- ・復興住宅コミュニティプラザの設置
- ・総合住宅相談所の設置
- ・ひょうご都市づくりセンターの設置
- ・住宅復興情報の発行
- ・ひょうご輸入住宅総合センターの設置
- ・輸入住宅復興街区の形成
- ・輸入住宅導入の推進
- ・ひょうご県民住宅復興ローン制度等
- ・県民住宅ローン既債務対策助成制度
- ・住宅債務償還特別対策助成制度（ダブル・ローン対策）
- ・宅地防災工事助成制度
- ・被災宅地に係る二次災害防止対策工事助成制度

(2) 災害復興（賃貸）住宅の供給促進について

ア 災害復興公営住宅について

阪神・淡路大震災により失われた大量の住宅を早期に回復し、仮住まいの解消と生活の再建を図るため、「ひょうご住宅復興3カ年計画」に基づき、災害復興公営住宅18,000戸のうち県営災害復興公営住宅6,200戸の早期供給に努めており、平成6年度補正で775戸、平成7年度で5,425戸、合計6,200戸の予算を確保している。

これからの予算措置に並行して、用地取得、地元協議、工事発注等を行っているところであるが平成8年1月末での用地取得、工事発注状況及び今後の取組みは次のとおりである。

用地取得については6,200戸のうち4,828戸分の用地の確保の目途がついているが、しかし、残り1,372戸分の用地が神戸地域内で不足している。そのため、自力用地の取得を促進するとともに1,164戸分については「特定借上・買取公営住宅制度」を活用し、民間活力の導入を図ることとしている。

工事発注については1,774戸分を既に発注しているが、地元調整がなかなか進まず、地元調整のための執行体制の再構成を検討する必要がある。県営災害復興公営住宅 6,200戸のうち6割程度の建設を平成7年度に着手する予定で県外からの派遣職員による増強を図って事業化に取り組んでいたところであるが、国の平成7年度2次補正により6,200戸全ての予算が確保された。

このため、上述の「特定借上・買取公営住宅制度」による民間活力の導入とともに、住宅・都市整備公団の「公営賃貸用特定分譲住宅制度」を活用し、県営災害復興公営住宅の実施に取り組んでいる。

また、市町営災害復興公営住宅については、11,800戸の供給計画の予定がある。内訳は、神戸市7,500戸、神戸市を除くその他市町(14市町)4,300戸であり、市町全戸数の予算が確保されている。

用地取得の状況については、神戸市が6,200戸と8割強の進捗であり、その他市町は全てについて目処がついている。

供給にあたっては、災害公営住宅の直接建設及び再建のほか、公団賃貸住宅の借上、買取（神戸市、西宮市及び芦屋市）、民間賃貸住宅の借上（伊丹市）を行うことにより、その進捗に努めている。

イ 災害復興準公営住宅について

震災によって失われた大量の住宅を早期に回復し、県民の生活再建の基礎となる良質な住宅の供給を図るため、「ひょうご住宅復興3カ年計画」に基づき、民間の賃貸住宅の再建、新築を積極的に支援することと、県実施分7,500戸、市町実施分10,500戸、合計18,000戸の供給に努めている。

制度の整備については、震災以降、被災者向けに特定優良賃貸住宅制度を活用するため、共同施設整備費の補助率嵩上げや認定戸数要件の引き下げなど従来の制度の拡充を行うとともに、(財)阪神・淡路大震災復興基金による助成制度を創設した。

国の予算については、18,000戸の認定についてすべて措置され、また、建設費にかかる補助金については総額が措置され、年度毎の事業戸数に対応する事業費が確保される見通しとなっている。

これらの予算措置にあわせて、県では建設計画の募集（オーナー募集）等を行っているところであるが、土地所有者や建設業者、管理会社等への説明会の開催、新聞広告、ポスターの掲示など積極的な広報に努め、制度の普及・啓発を行ってきた。また、各市においても、昨年からの制度実施済みの市においては早期の募集、制度未実施の市においては、要綱等の整備を行ってきた。

この結果、平成8年1月31日現在で県及び各市で約30,000戸の事業の相談を受けているが、採択戸数及び供給計画の認定戸数はそれぞれ約5,300戸及び約2,200戸で、平成7年度の認定予定戸数約9,000戸の達成に向けて、今後さらに積極的な事業の推進に努める必要がある。

ウ 災害復興（賃貸）住宅の一元的受付・選定について

阪神・淡路大震災による甚大な住宅被害を踏まえ、住宅を失った被災者及び被災市街地の復興のための面的整備事業の実施に伴い移転する従前居住者に対し、安全で良質な賃貸住宅を早期に、

かつ、大量に供給する必要性から、入居者の募集等を一元的に行う「災害復興（賃貸）住宅の一元的管理」制度を、建設省の指導の下に、2月上旬より検討をはじめた。

具体的には、当該制度についての検討、協議を行う災害復興住宅供給協議会管理部会を発足させるための災害復興住宅供給協議会管理部会準備会を、2月28日の第1回を最初として、3月中旬まで数回行った。

3月22日には、第1回の災害復興住宅供給協議会管理部会を開催し、下記の点について検討を行うことを確認した。

- ① 一元的管理のための事業主体の連携等のあり方
実施単位の検討、受付・選定事務の共同化及び連携、費用負担のあり方等
- ② 一括受付資格の設定
- ③ 公営住宅、特定優良賃貸住宅等各種住宅への配分ルールの設定
- ④ 一元的入居者選定方針の設定 等

なお、管理部会の構成員は、建設省、県、住宅・都市整備公団、県住宅供給公社、神戸市住宅供給公社、被災地内の各市町（8市7町）である。

4月27日には第2回管理部会を開催して管理部会報告案を取りまとめ、5月9日の供給協議会及び5月12日のひょうご住宅復興会議に諮って承認を得た。

報告案の主な内容は下記のとおり。

- ① 一元的管理を円滑に実施するため、「災害復興（賃貸）住宅管理協議会」を設置する。また、神戸、阪神、淡路、東播磨の4つの実施ブロックを設け、ブロック毎に「地域ブロック管理協議会」を設置する。
- ② 入居者選考について、高齢者、障害者等社会的弱者に配慮した優先入居者選考方針を策定。
- ③ 高齢者、障害者に係る住戸選定については、低層階住宅、バリアフリー住宅等への入居の配慮。

以後、9月下旬まで、十数回の管理協議会及び地域ブロック別の実務担当者会議を開催し、一括受付資格、一括受付窓口の整備、応募書類等の書式の標準化、事務体制の整備等について協議を重ねた結果、第1回の災害復興（賃貸）住宅一元的募集を10月31日から11月15日まで実施することとなった。募集戸数は、新築2,723戸、空家3,385戸、計6,108戸で、県内はもとより、他府県に避難している被災者にも、新聞、テレビを通じて周知を図る等の広報を行うとともに、10月9日に建設省、公団、被災地内の各市町と同時に、募集についての記者発表を行った。

また、この一元化募集に併せて、今回の震災により住宅を失った者を対象に、「災害復興（賃貸）住宅入居希望者登録書」を作成、配付して、入居の希望を把握することにより、できるだけ被災者の希望に沿った災害復興（賃貸）住宅の建設計画や入居計画に役立てることとした。

(3) 被災者の住宅再建に係る各種支援施策について

被災県民の様々なニーズに合わせた住宅再建を支援するため、(財)阪神・淡路大震災復興基金や既存制度等を活用して多様な復興メニューを用意した。(財)阪神・淡路大震災復興基金等を活用したメ

ニューについては、下記のとおり。

施策名	内 容	受付期間
住宅復興助成基金の創設	住宅金融公庫の災害復興住宅融資を受け、元金据置を選択している被災者に対し、(財)兵庫県住宅建築総合センターに住宅復興助成基金を設置し、据置期間中の利子補給を行う。	平成7年7月3日 ～平成10年3月末
災害復興(分譲住宅)購入支援事業補助制度の創設	被災県民の恒久的な住宅への定住促進と面的整備事業の円滑な実施、新たな市街地等への定住促進を進めるため公団、公社、民間事業者等が住宅復興のため建設する災害復興(分譲)住宅を購入する被災者へ利子補給を行う。	平成7年7月17日 ～平成10年3月末
被災者住宅再建支援制度の創設	住宅金融公庫の災害復興住宅資金融資等を受け、住宅を建設する面的整備事業区域内の被災者及び新市街地等地域へ転居して住宅を建設する被災者に対し利子補給を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 新市街地建設型及び面的整備事業等関連建設型 5年間又は10年間の利子補給 被災者向け賃貸住宅建設型 設計調査費への補助、共用通行部分整備補助、5年間の利子補給 	平成7年7月17日 ～平成10年3月末
民間住宅共同化支援制度の創設	被災地域において2つ以上の敷地について、共同住宅、協調住宅を建設する場合並びに被災県民がその住宅を購入するため住宅金融公庫等から融資を受ける場合に、10年間の利子補給を行う。	平成7年7月17日 ～平成10年3月末
被災マンション建替支援利子補給制度の創設	住宅金融公庫の災害復興分譲住宅資金融資等を受け、被災した分譲マンションを再建する区分所有者及び住宅供給公社等が建て替えを代行したマンションを購入する被災者に対し、10年間の利子補給を行う。	平成7年7月17日 ～平成10年3月末
被災マンション建替等支援事業制度の創設	被災マンションの再建にあたって、区分所有者の再建への早期合意形成を促進し、周辺と調和した再建マンションの実現を促すため、初期段階における作業について補助を行う。	平成7年7月17日 ～
被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進制度の創設	住宅金融公庫の被災者向けファミリー賃貸住宅融資制度等を利用して、従前戸数以上又は新たに被災者向け賃貸住宅を建設する場合に5年間の利子補給を行う。	平成7年11月6日 ～平成10年3月末
学生寄宿舎建設促進制度の創設	住宅金融公庫の中高層貸付資金等を利用して、新たに学生向け単身世帯用賃貸住宅を建設する場合に5年間の利子補給を行う。	平成7年11月6日 ～平成10年3月末
住宅債務償還特別対策助成制度(ダブルローン対策)の創設	既に住宅ローンの返済を行いながら、住宅金融公庫や県市町の住宅復興融資を利用する被災者に対し、利子補給を行う。	平成7年12月25日 ～平成10年3月末

また、その他の支援策については、下記のとおり。

施策名	内 容	受付期間
人生80年いきいき住宅補助制度の創設	本格的な高齢社会の到来を迎える21世紀初頭に備え、高齢者等をはじめとする全ての人々が可能な限り安定・自立した生活を送ることができる地域社会等を構築するため、高齢者・障害者等が行う既存住宅の改造及び高齢者・障害者等との同居を前提とした増改築の一部を補助する。	平成7年12月1日から一部の市町で実施
ひょうご県民住宅復興ローン制度の創設	住宅金融公庫の災害復興住宅融資等を受け、県内に住宅を建築、購入、補修する場合に追加融資を行う。 融資限度額／800万円	平成7年6月19日～平成10年3月末
県民住宅ローン既債務対策助成制度の創設	県民住宅ローンの返済が困難な被災者に対し、罹災の程度に応じて、元金据置、償還期間の延長、利率引下げを行う。	平成7年4月1日～平成8年3月末
震災復興型の総合設計制度の創設	被災した既存不適格マンションについて、一定の空地を設けるなどの条件のもと、被災前の容積率を確保する形でマンション再建が可能となる制度を創設した。	平成7年4月13日から

(4) 住宅復興に係る相談業務・情報提供について

ア 兵庫県総合住宅相談所の設置について

被災県民の一刻も早い、住宅面からの生活復興を支援するため、1月27日に(財)兵庫県住宅建築総合センター、住宅金融公庫大阪支店、神戸弁護士会、(社)兵庫県建築士会、(社)兵庫県宅地建物取引業協会、兵庫県住宅供給公社、各関係団体の専門家の協力を得て、緊急の総合住宅相談所（無料）を神戸市内の不動産会館に開設した。

さらに、2月17日に同相談所を拡充改組し、「兵庫県総合住宅相談所」として、戸建て住宅の相談や診断を行う「住宅復旧相談センター」を神戸及び西宮の2カ所に開設し、3月1日には分譲マンションの建て替え、補修等の相談及び診断を行う「分譲マンション復興相談センター」も併設し、機能の充実を図った。

4月以降については、震災復興が本格化する中、その最大の課題である住宅復興を支援するため、市町と連携を保ちながら財産問題、建築技術、まちづくり等に関する各種相談や県市施策、融資制度、施工業者の紹介及び各種住情報の提供等、住宅宅地に関する問題の解決が可能となる総合的な相談窓口を、被災地内の9カ所（神戸市内4カ所 西宮市内1カ所、芦屋市内1カ所、宝塚市内1カ所、尼崎市内1カ所、淡路地区1カ所）に4月1日から4月29日までに順次開設した。

なお、平成8年1月31日現在までの相談件数は58,716件となっており、相談内容別件数については、多い順から融資に関するものが23,836件、法律（借地借家、相隣関係）に関するものが7,866件、建築技術指導に関するものが5,698件、戸建て住宅の補修・建設に関するものが5,333件（うち補修2,432件、建設2,901件）、賃貸住宅入居情報に関するものが3,255件、分譲マンショ

ンにすることが2,006件、税にすることが1,893件、不動産取引等にすることが1,651件、仮設住宅にすることが745件、解体にすることが622件、分譲住宅宅地にすることが183件、その他（義援金等）が5,096件となっている。

イ 住宅復興情報の発行

“住宅でまちを再生する”ために「住宅復興情報」誌を発行した。これは、被災者に対して、行政からの助成内容や住宅再建メニュー、再建モデルプランとその費用、再建成功事例、再建活動事例などの住宅復興に係る種々の情報を広く県民に提供し、住宅復興を促すことを目的とするものである。

- ① 名称 「住宅復興情報」（愛称：「住まいの情報」）
- ② 発行者等 発行者：(財)兵庫県住宅建築総合センター
監 修：兵庫県都市住宅部
企画編集：週刊住宅情報（株）リクルート —— ボランティアで参画）
- ③ 配布場所 ・(財)兵庫県住宅建築総合センター
・各総合住宅相談所（県下9カ所）
・被災10市10町及びその周辺市町の住宅等担当課 等
- ④ 発行日等 発行日：第1号 7月31日
第2号 10月27日
第3号 平成8年1月31日
（3カ月に1回発行の予定）
料 金：無 料
部 数：30,000部／1回
- ⑤ その他 発行費用及び各種住宅の情報は、住宅建設関連団体・企業の協賛による。

ウ ひょうご輸入住宅総合センターの設置

住宅復興にあたっては、早期に大量の恒久的住宅を供給する必要があるため、国産住宅のみならず、低価格で良質な輸入住宅の導入を促進する。

輸入住宅の建設促進を図るための普及事業として、被災者の方々が輸入住宅の性能、品質、価格等を直接見て実感することができるよう、情報提供の場（住・情報プラザ）とモデル住宅展示場（住・展示プラザ）を併設する「ひょうご輸入住宅総合センター」(HYOG・IHC)を設置した。

- ① 設置場所 六甲アイランド内（神戸市東灘区向洋町中6丁目）
・住・情報プラザ 神戸ファッションマート2階
・住・展示プラザ 神戸ファッションマート南側
- ② 運営主体 (財)兵庫県住宅建築総合センター
- ③ 業務内容 ・住・情報プラザ
住宅広報コーナー、建材コーナー、相談コーナー、セミナールームなど
・住・展示プラザ

7 カ国・34棟の国内最大の輸入住宅モデル展示場

- ④ オープン時期 平成7年12月2日から住・展示プラザが一部公開され、3月2日全面オープン
住・情報プラザは平成8年1月26日オープン
- ⑤ その他 設置・運営費は建設省補助金、県補助金、復興基金、ジェットロ預託金及び出展者負担金による。

(5) 住まいの復興対策の推進

この度の震災は、高齢化の進む近代都市を直撃した災害であり、被災者の多くが高齢者など自力での生活再建が困難な世帯であることから、単に恒久住宅を確保するだけでなく、従来の住宅政策の枠を超えた総合的な観点からの新しい支援システムの検討が不可欠である。

こうした観点から、「ひょうご住宅復興3カ年計画」を着実に推進しつつ、被災者の意向や実態を詳細に把握したうえで、仮設住宅等から低廉な恒久住宅への早期かつ円滑な転居を進め、就業、就学や福祉、医療のケアシステムなどを含めた安心できる住まいづくりや、社会福祉的観点及び公共的観点から、従来の考え方を超えた家賃低減化対策の必要性など、総合的なプログラムを樹立し、実行に移すため、1月5日に「住まい復興推進会議」（会長 芦尾副知事）を設置した。

さらに、「住まい復興推進会議」の事務局として、阪神・淡路大震災復興本部都市住宅部都市政策課内に「住まい復興推進室」を2月5日に置くとともに、応急仮設住宅入居者調査を行うために、同防災部消防防災課震災対策室の体制を強化した。

4 阪神・淡路都市復興基本計画

このたびの兵庫県南部地震により、阪神・淡路地域は広範囲にわたって建物が倒壊・損傷し、道路、鉄道、港湾、ライフラインなどの都市基盤施設は激甚な災害を被った。この直後から、被災市街地の状況の把握に努め、都市の復興計画の策定を進めつつ、緊急な復興事業に早期に着手するという二つの流れで、都市の復興を進めた。

まず、特に建物が連たんして甚大な被害を受けた地区については、住宅の早期再建が必要であり、都市基盤施設の整備と併せた面的整備により復興を進めることとし、都市計画案の策定と必要な手続きを始めた。

同時に震災から得られた教訓を踏まえ、今後の災害に強い都市づくりのビジョンと方針を示し、被災地域全域の早期復興を目指すため、「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」の都市部門の計画として、阪神・淡路都市復興基本計画を策定した。

(1) 都市計画

甚大な被害を受けた地区においては、建築基準法第84条の地区指定により当面の建築活動を抑制することにした。これは、災害発生後1カ月または2カ月の間、各人がばらばらに建物を再築するのを制限し、その間に都市計画を定め、無秩序な市街地が再現されることを防ごうという趣旨である。そこで、神戸市、西宮市、芦屋市、宝塚市、北淡町において合計14地区、制限期間を最長の3

月17日までとする地区指定を行った。

その後、3月16日の兵庫県都市計画地方審議会の審議を経た後、建築基準法に基づく建築制限を行った14地区のうち13地区内において、制限期間の最終日である3月17日に、土地区画整理事業(10地区)、市街地再開発事業(6地区)等の都市計画を決定した。また、この震災を契機として2月26日に公布施行された「被災市街地復興特別措置法」により創設され、事業上の様々な特例が認められる被災市街地復興推進地域を、土地区画整理事業と市街地再開発事業の区域について、同時に都市計画決定した。

このたびの都市計画は、被災された方々が避難生活を余儀なくされ、住民と行政との対話が必ずしも十分に行いがたい中で、一刻も早いまちづくりに着手できる手法として、異例の措置ではあるが、二段階に分けて手続きを行うこととした。このいわゆる二段階方式の都市計画決定とは、第一段階では、最低限必要な事業区域と基幹的な道路・公園という骨格部分のみの都市計画を定める。次に、復興の目標を示したうえで、事業内容について住民との協議を進め、合意を得たのち、第二段階として身近な道路・公園の都市計画を決定しようとするものである。3月17日の都市計画決定とは、この第一段階のものであった。

その後、建築基準法第84条の指定地区14地区のうち残りの1地区である三宮地区について、4月28日、地区計画の都市計画を決定した。

また、8月8日には、尼崎市の築地地区に関する土地区画整理事業と被災市街地復興推進地域を都市計画決定した。

12月には、土地区画整理事業に係る第二段階の道路、公園の都市計画を西宮市森具地区では27日に、尼崎市築地地区では28日にそれぞれ決定した。

また、被災市街地の住宅、産業の受け皿となる新都市核のうち、復興事業のシンボルとなる神戸市東部新都心地区における土地区画整理事業を12月27日に都市計画決定した。

今後、関係市町との連携を図りつつ、住民との対話を進め、早期復興を目指して、復興都市計画の決定を進め復興事業を推進していく。

(2) 阪神・淡路都市復興基本計画

このように都市計画を定めつつ、都市復興基本計画の策定作業も同時並行に進めた。計画策定にあたっては、行政関係者だけではなく住民及び有識者等からの意見を幅広く反映させるため、計画の骨子ができた段階で、「これからの都市(まち)づくりの考え方」という案を示し、県民からの提言募集を4月25日から5月25日まで実施した。

寄せられた提言・意見は、74件あった。提言募集以前にも、学会、研究会、有識者等から都市計画についての提言があり、それらを合わせると100件以上になった。提言・意見は、一般的なものから、まちづくりの目標、住宅、交通、防災等に関する幅広い範囲で、提言項目は、総数で約350に及んだ。

これらの提言・意見を踏まえ、関係行政機関、関係市町とも調整した計画案を、7月25日に開催された兵庫県都市計画地方審議会において説明し、委員の意見を反映させながら、8月17日に都市

復興基本計画を決定した。

計画の概要は、次のとおりである。

ア 都市復興のための目標と進め方

【都市づくりの目標】

- ① 災害に強い多核・ネットワーク型都市づくり
- ② 安心して暮らせる都市づくり
- ③ 21世紀に向けた都市づくり

【都市復興の進め方】

- ① 都市のリストラクチャリング
- ② 都市のネットワーク化
- ③ 防災インフラの早期整備
- ④ 安全・安心なまちへの再生

イ 多核・ネットワーク型都市構造の形成と防災機能の強化

被災市街地の復興整備や都心等の再生とあわせて新しい都市核の建設を推進し、都市機能を分散するとともに、それら相互の交通や情報等のネットワークを強化し、防災性が高く代替性のある多核的な都市構造を形成する。

さらに、人々が快適に安心して生活できる都市づくりを進めるため、水と緑のネットワーク形成と広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点（防災安全街区）の整備などにより、都市の防災機能を強化する。

ウ 都市復興のためのシステムとプログラム

都市復興とこれからの都市づくりを円滑に進めるためのシステムとして、「ひょうご都市(まち)づくりセンター」の設置などにより市民参加のまちづくり支援の各種施策を展開するとともに、10年を目途に災害に強い防災モデル都市の輪郭ができあがるよう目指していく。

なお、都市復興基本計画のうち法定都市計画として必要な部分は、神戸・阪神間都市計画の「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」に位置づけることとした。都市計画の案を作成するにあたっては、公聴会を阪神間については9月14日に西宮市勤労会館において、神戸市については9月18日に兵庫県民会館においてそれぞれ開催した。その後、都市計画の案を11月8日から2週間、公衆の縦覧に供し、法定手続を進め、平成8年1月16日に都市計画決定した。

(3) 復興まちづくりの推進

これらの内容を具体化するものの一つとして、防災機能の強化について検討を行う「広域防災拠点等整備推進協議会」（委員長 溜水副知事）を庁内関係職員を構成員として6月14日に発足させた。この協議会では、広域的な都市防災機能の強化を図るため、市街地全体をカバーする広域的な防災拠点の整備を進めるとともに、あわせて広域防災帯、コミュニティ防災拠点など市街地の防災機能強化のための計画を検討するものである。

今後は、関係市町と調整しながら、広域防災拠点の配置や機能、位置づけ等について地域防災計画との連携を図るとともに、防災センター等の立地施設の具体化を図りその整備を推進していく必要がある。

なお、広域防災拠点の一つである三木地区については、協議会内の事業部会として「三木総合防災公園等整備推進事業部会」が、8月28日に設置され、三木新都市（窟屋地区）全体の土地利用計画が決定された。このうち、県立三木防災総合公園については、平成8年2月27日に都市計画決定され、用地買収に着手した。

また、広域防災帯として計画に位置づけられている国道43号について、「国道43号広域防災帯整備推進会議」（委員長 溜水副知事）が、7月26日に設置された。この推進会議では、国・県・関係市（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市）の連携により、環境防災緑地帯の整備による防災機能の向上とあわせて、道路環境の改善やたまり空間の提供等に努め、広域防災帯としての整備を進めることとした。

9月18日には、財団法人兵庫県都市整備協会内に「ひょうご都市（まち）づくりセンター」が開設され、被災地における住民主体のまちづくり活動を支援するため、財団法人阪神・淡路大震災復興基金の補助により復興まちづくり支援事業を開始した。この事業は、被災住民が住宅や市街地復興の計画づくりをするにあたり、まちづくりの専門家（アドバイザー、コンサルタント）を派遣したり、地元のまちづくりグループの活動に対し助成するものである。

今後も都市復興基本計画に基づく都市づくりを住民の理解と協力を得ながら推進していく。

第3節 復興に向けた国の対応

1 阪神・淡路復興対策本部の設置

政府は2月24日に施行された「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」により関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる復興のための施策に関する総合調整を行う機関として「阪神・淡路復興対策本部」を設置した。

本部長は、村山総理大臣が当たり、副本部長には内閣官房長官及び小里地震対策担当大臣が就任するとともに、副本部長を除く全国務大臣が本部員となった。

事務局は国土事務次官を事務局長とし、各省庁等からのメンバー総勢27名で構成された。

本部は、被災地域の震災からの早期復旧・復興を支援するため、地元の要望や阪神・淡路復興委員会の意見・提言等を踏まえ、財政的な措置をはじめ、政府がとる種々の施策の取りまとめや調整を行った。

4月28日には、「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」を決定した。その内容は、以下の16の分野にわたっている。

- ①被災地における生活の平常化支援
- ②がれき処理

- ③二次災害防止対策
- ④港湾機能の早期回復等
- ⑤早期インフラ整備
- ⑥耐震性の向上対策等
- ⑦住宅対策
- ⑧市街地の整備等
- ⑨雇用の維持・失業の防止等
- ⑩保健・医療・福祉の充実
- ⑪文教施設の早期本格復旧等
- ⑫農林水産関係施設の復旧等
- ⑬経済の復興
- ⑭復旧・復興を円滑に進めるための横断的施策
- ⑮地域の安全と円滑な交通流の確保
- ⑯防災対策

7月28日には、地元が策定した復興計画について、「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を決定した。この取組方針の中で、まず政府は震災発生以来被災地の一日も早い復旧・復興を目指し、国のとりうる政策手段を最大限活用して取り組んできたこと、及び、地元兵庫県が被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復旧・復興を目指して復興計画を策定したが、これは地元が主体的となって取りまとめたもので、復興に向けて広範な分野の課題に応え、総合的に、実施すべき施策について取りまとめたものになっていると述べた上で、政府としては、阪神・淡路復興委員会の意見を踏まえ、「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」の実現を最大限支援すると位置づけている。

そして、復興計画の実現に当たって、政府は、緊急を要するものから順次、重点的に、具体的支援措置を講ずることとし、特に、復興計画に盛り込まれた復興事業のうち、復興計画の前期5カ年において、被災地域のおかれた状況の下で、復興にとって必要不可欠な施策を復興特別事業として位置づけ、その円滑な実施に必要な特段の措置を講じ、それら事業の着実な実施に全力を注ぐこととするとされた。

11月には、阪神・淡路復興委員会が10月10日に提言した復興特定事業を中心にプロジェクトチームを設置し、それら事業の実現に向けた支援体制が組まれた。

2 阪神・淡路復興委員会の設置

政府は、2月10日の閣議において総理府本府組織令の一部を改正し、内閣総理大臣の諮問に応じて関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関連行政機関が講ずる復興のための施策に関して総合調整を要する事項を調査審議するとともに、当該諮問に関連する事項について内閣総理大臣に意見を述べる「阪神・淡路復興委員会」を2月15日に設置した。

委員は下表のとおり。

(敬称略)

	氏 名	現 職
委員長	下河辺 淳	東京海上研究所理事長
委員	一番ヶ瀬 康子 伊藤 滋 貝原 俊民 川上 哲郎 堺屋 太一 笹山 幸俊	東洋大学教授、日本女子大学名誉教授 慶応義塾大学教授、東京大学名誉教授 兵庫県知事 (社)関西経済団体連合会会長 作家 神戸市長
特別顧問	後藤田 正晴 平岩 外四	衆議院議員 (社)経済団体連合会名誉会長

委員会の第1回は、2月16日に開催され、総理大臣からの「阪神・淡路地域の復興のために国が講ずべき施策の基本方針及び基本方針に基づき講ずべき諸施策はいかにあるべきかについて、緊急に阪神・淡路復興委員会の意見を求める」との諮問を受けた後、意見交換が行われ、緊急に検討する特定課題として、「復興10ヶ年計画の策定」「住宅の復興」「がれき等の処理」の3つが選ばれた。

2月24日に第2回目が開催され、委員会の進め方が議論され、前回選定された緊急に検討すべき特定課題に「経済復興と雇用確保」「神戸港の早期復興」「まちづくりの当面の方策」が追加された。

第3回は、2月28日に現地を視察後兵庫県公館で開催され、現地での意見交換の後、第1回で決定した3つの特定課題「復興10ヶ年計画の策定」「住宅の復興」「がれき等の処理」について意見交換し、それぞれについて提言1～3として取りまとめた。

3月10日に第4回委員会が開催され、「まちづくりの当面の方策」と「神戸港の早期復興」について意見交換し、それぞれ提言4、5として取りまとめるとともに、7番目の特定課題として「健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行」を選定した。さらに、「経済復興と雇用確保」について意見交換をおこなった。

3月23日に第5回委員会が開催され、「経済復興と雇用確保」及び「健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行」について意見交換が行われ、それぞれ提言6、7として取りまとめられた。

4月17日には、2月28日以降阪神・淡路復興委員会から出された7分野の提言に対する取り組み状況について関係省庁からのヒアリングが行われた。

4月24日に第6回委員会が開催され、「復興に向けて政府が取り組むべき当面の施策について」の意見として取りまとめられた。また、今後検討すべき特定課題として、「復興10ヶ年計画の基本的考え方」、「都市復興の基本的考え方」、「総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整」の3つを選定した。

5月22日に第7回委員会が開催された。まず、4月28日に阪神・淡路復興対策本部が決定した「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」及び5月19日に成立した平成7年度第1次補正予算について報告がなされた。さらに、「復興10ヶ年計画の基本的考え方」について意見交換が行われ、提言8として取りまとめられた。

6月12日に第8回委員会が開催され、「都市復興の基本的考え方」について意見交換が行われ、提言

9として取りまとめられた。

6月19日には、第9回委員会が開催され、「総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整」について意見交換が行われ、提言10として取りまとめられた。

7月10日に兵庫県の復興計画案と神戸市の復興計画のヒアリングが行われた。

7月18日に第10回委員会が開催され、7月10日にヒアリングが行われた兵庫県の復興計画案及び神戸市の復興計画案について意見交換が行われ、「復興10ヶ年計画及び復興特別事業について」意見(2)として取りまとめられた。

第11回は8月28日に開催され、阪神・淡路復興対策本部が7月28日に決定した「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」の報告及び被災地の各市長・町長から出された復興に関する意見の概要が説明された後、「阪神・淡路地域の21世紀長期ビジョン」、「復興特定事業」等について意見交換が行われた。

9月5日に第12回委員会が開催された。まず、前回に引き続き、「阪神・淡路地域の21世紀長期ビジョン」、「復興特定事業」について意見交換が行われ、意見(3)として取りまとめられた。その後、特定事業の考え方について意見交換が行われた。

10月10日に第13回委員会が開催され、まず9月13日、14日に神戸で開催された「阪神・淡路地域復興国際フォーラム」の概要及び9月20日決定された政府の経済対策に基づいて臨時国会に提出された平成7年度第2次補正予算案について事務局から説明がなされた後、復興特定事業の選定と実施について意見交換がなされ、提言11として取りまとめが行われた。

10月30日に第14回委員会が開催され、10月10日までに提出された意見及び提言をまとめ、地震の概要と被害状況や開催経緯等を参考資料として添えて下河辺委員長から村山総理大臣に報告された。

3 特別法の制定

阪神・淡路大震災からの復旧・復興を円滑に進めるために必要な所要の措置、あるいは選挙の延期等のために政府は震災直後から法律の制定・改正を進めた。

阪神・淡路大震災に関連して成立した法律は下表に示すとおりである。

基本方針・組織

法律の名称	法律の概要	公布日・施行日
阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律	○ 復興についての基本理念（国と地方公共団体が協同して、阪神・淡路地域における生活の再建、経済の復興、安全な地域づくり、活力ある関西圏の再生を実現する） ○ 阪神・淡路復興対策本部設置及び組織	7.2.24公布 公布日から施行 （施行日から5年間）

財源対策

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律	○ 激甚災害法の「公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等」の規定を適用 ○ 以下の施設復旧事業への国の補助等 警察施設、病院、公立火葬場、公立と畜場、水道、	7.3.1公布 公布日から施行
-----------------------------------	--	--------------------

	<p>一般廃棄物処理施設、消防施設、公立・社会福祉法人の社会福祉施設、中央卸売市場、工業用水道施設、商店街振興組合等の共同施設、神戸港指定法人の管理施設、改良住宅等、都市施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険等の一部負担金、保険料の免除等 ○ 中小企業信用保険のてん補率の引き上げ、無担保・無保証人保険の別枠設定等 ○ 設備近代化資金の新規借入金の償還期間延長 ○ 商工組合中央金庫の災害復旧貸付の貸付限度額引き上げ ○ 住宅金融公庫の災害復興貸付の据置期間、受付期間延長等 ○ 平成7年度にも歳入欠陥等債の発行を可能とした ○ 船員保険に係る失業保険金等支給の特例措置適用 ○ 内定者に雇用安定事業等の規定を適用 	
阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成6年度における公債の発行の特例措置 ○ 財政法第4条第1項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成6年度の一般会計補正予算において見込まれる租税収入の減少を補い、当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって、国会の議決を経た金額の範囲内で、平成7年6月30日まで公債発行を行うことができることとし、4月1日以降発行の公債収入は6年度所属の歳入とした 	7.3.1公布 公布日から施行
平成6年分の地方交付税の総額の特例等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成6年度分の地方交付税の総額並びに一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金額の特例 ○ 平成6年度分の普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例 	7.3.1公布 公布日から施行

まちづくり

被災市街地復興特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画に被災市街地復興推進地域を定め、2年以内で建築行為等の制限を行うことができる ○ 復興共同住宅区（共同住宅を建設する際の宅地共有） ○ 土地区画整理事業の清算金にかえ住宅を給付可能 	7.2.26公布 公布日から施行
被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法	<p>大規模な災害等により区分所有建物の全部が滅失した場合、敷地共有者等の5分の4以上の多数決により建物を再建できる、等</p>	7.3.24公布 公布日から施行

税金（減免・優遇措置）

<p>阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律</p>	<p>〔所得税法の特例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅家財等の損失については平成6年分の総所得金額等から雑損控除できる ○ 事業用資産の損失については、平成6年分の事業所得等の必要経費に算入できる <p>〔災害減免法の特例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅又は家財について甚大な被害を受けた者については、平成6年に被害を受けたものとして所得税の減免を受けることができる <p>〔関税法の特例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者に係る関税の納期限延長 ○ 救援物資の時間外通関の際、臨時開庁手数料免除 	<p>7. 2. 20公布 公布日から施行</p>									
<p>阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律</p>	<p>〔所得税・法人税関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却、被災代替資産等の特別償却の対象を定めた ○ 被災市街地復興土地区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業等に係る課税の特例 ○ 特定の事業用資産の買換えの場合等の課税の特例 <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相続税、贈与税、地価税に係る特例等 	<p>7. 3. 27公布 公布日から施行</p>									
<p>災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律</p>	<p>所得税の軽減免除又は徴収猶予等の適用対象所得限度額を引き上げ(600万円→ 1,000万円) た上、所得税の軽減免除をする場合の限度額を次のとおり引き上げた</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">全額免除</td> <td style="padding-right: 10px;">300万円→</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>1/2 軽減</td> <td>450万円→</td> <td>750万円</td> </tr> <tr> <td>1/4 軽減</td> <td>600万円→</td> <td>1,000万円</td> </tr> </table>	全額免除	300万円→	500万円	1/2 軽減	450万円→	750万円	1/4 軽減	600万円→	1,000万円	<p>7. 2. 20公布 公布日から施行</p>
全額免除	300万円→	500万円									
1/2 軽減	450万円→	750万円									
1/4 軽減	600万円→	1,000万円									
<p>地方税法の一部を改正する法律</p>	<p>資産について受けた損失の金額を、平成6年分の損失金額として、平成7年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除及び雑損失控除を受けることができる</p>	<p>7. 2. 20公布 公布日から施行</p>									
<p>地方税法の一部を改正する法律</p>	<p>県民税、市町民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税に係る特例</p>	<p>7. 3. 27公布 公布日から施行</p>									

雇用対策

<p>阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法</p>	<p>被災地域のうち失業者が多数発生あるいは発生するおそれがある地域で実施する公共事業について、労働大臣は使用される労働者数とそのうちの被災失業者数との比率（吸収率）を定めることができる</p>	<p>7. 3. 1公布 公布日から施行 (施行日から5年間)</p>
--	---	---

選挙の延期

阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律	特定被災区域内にある地方公共団体のうち平成7年3月1日から5月31日までの間に任期が満了することとなる議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は平成7年6月11日とする	7.3.13公布 公布日から施行
---	---	---------------------

期限延長など

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法	震災被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長等を行う（平成7年1月17日以降の満了→平成7年6月30まで延長可）	7.3.1公布 公布日から施行
阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律	罹災都市借地借家臨時処理法適用地域に、震災発生当日に住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が震災に関する紛争につき民事調停を申し立てる場合は申立手数料を免除する	7.3.17公布 公布日から施行 (7.1.17に遡及して適用)
阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災による被害で債務超過となった法人に対しては一定期間破産宣告をすることができない (9.1.16まで) ○ 大阪府、兵庫県に本店が所在する株式会社、有限会社については、最低資本金に関する猶予期間延長 	7.3.24公布 公布日から施行

第4節 震災復興基金の創設

1 震災復興基金の創設

今回の大震災は、被災地域住民の生活はもとより、住宅、商工業等の事業活動に計り知れない被害をもたらし、その再建のためには、既存諸制度の枠内での支援だけでは困難な状況であった。そのため、国においても、県の緊急要望を受けて、生活再建や事業再建のための資金対策、また住宅ローン対策などについて、さまざまな制度の拡充や創設がなされた。

しかしながら、被災地の人口が300万人にも及び、また家屋の倒壊が1月末現在で9万戸にも及ぶ状況の中で、被災者の個別具体的なニーズに対応しながらその救済を図り、自立復興を支援していくためには、上記の支援に加えて、行政施策を補完し、長期的、安定的、機動的な支援ができる復興基金を創設する必要があるとの考えに達した。

このような復興基金は、長崎県の雲仙普賢岳災害のときに設置された(財)雲仙岳災害対策基金(630億円)の例などがあるが、今回の震災の被害規模からして、その基金規模は非常に大きなものになることから、2月に入り、国に対する緊急要望事項として、兵庫県南部震災復興基金(仮称)の設置について国の財政措置を求めた。

復興基金の内容については、県と神戸市が共同で基金団体となる財団法人を設立し、基金造成目標額を3千億円として、その財源は交付税措置が見込まれる地方債を主たるものとし、被災者の救済と自立を支援するとともに地域の総合的な復興に寄与するため、被災者の生活安定支援、被災者の住宅再建や確保への支援、中小企業事業再開支援などの基金事業を実施しようとするものである。

この後、倒壊家屋が14万戸を超えるなど被害規模の拡大が判明したため、基金規模の倍増をめざして、国と鋭意その協議調整を進めた。

その結果、次の内容で基金を設置することについて協議が整い、3月8日記者発表が行われた。

- ① 名称は財団法人阪神・淡路大震災復興基金（仮称）とする。
- ② 基金の規模は基本財産200億円、運用財産5,800億円でいずれも県、神戸市が2対1で負担する。また、別途、震災復興宝くじの収益金の一部を基金に交付する。
- ③ 事業は基金の運用益等（2,700億円）により10年間、重点的に実施する。
- ④ 運用財産は県、市の無利子貸付金を充てることとし、県、市の利子負担のうち5,000億円に係る利子について交付税措置を行う。

その後、3月下旬に県、市において基金創設に係る予算案が議決され、また、4月1日に財団設立許可を得、同日、事務局を開設した。

設立と同時に第1回理事会が開催され、住宅対策、産業対策、生活対策及び教育対策事業など28事業、予定事業費2,345億円が決定された。これらの事業の中で、特に被災者の生活基盤である住宅の早期の再建・取得を支援する住宅対策事業に事業費の3分の2、中小企業の再建を支援し、被災者の雇用の維持・確保を図るための産業対策事業に4分の1の事業費が充てられることとなった。また、今回の震災で注目されたボランティア活動の支援、被災者のふれあいの拠点となるふれあいセンターの建設支援、外国人学校などの私立学校や文化財の復旧支援などの事業が決められた。

財団設立後、行政施策を補完し、機動的、弾力的に事業を行なうことができる基金の活用についての各方面からの期待は大きく、また、県、市の補正予算や復興計画の策定に関連して、4月以降も新たな事業について検討が進められた。

その結果、8月10日に第2回理事会が開催され、新たに28事業と既存の1事業の拡充、予定事業費170億円が決定した。

追加された事業は、県の各部局、被災市町等から要望のあった事業の中で、被災者のニーズが強くかつ緊急性の高いもの、一般行政施策と合わせて実施するのが効果的なもの及び復興計画を進める上で必要なものなどを基準に決定された。

特に、住宅対策では住民主体のまちづくりを推進するための復興まちづくり支援、被災宅地の二次災害防止事業、産業対策では観光地の復興を支援するPR事業、生活対策では応急仮設住宅の共同施設の維持管理支援、教育対策では歴史的建造物の復旧支援事業など各分野にわたりきめこまやかな事業が採択された。

平成7年の暮れが近づくと、震災後1年を迎えて、震災を記憶にとどめ、犠牲者に追悼の意を表し、被災者の心を慰めるメモリアルコンサートなどが計画された。このような状況のもと、12月4日の第

3 回理事会において、被災地の文化の復興を支援するため、公共団体主催の追悼行事に関連して実施される文化復興事業への補助が追加された。

2 宝くじ・公営競技による支援

被災地域の復旧・復興のため、宝くじ・公営競技による支援が行われ、その主な内容は次のとおりである（義援金を除く）。

(1) 宝くじ

全国の都道府県・政令市の協力を得て、「阪神・淡路大震災復興宝くじ」を兵庫県と神戸市が発売主体となって7年4月に全国で発売した。災害復興を目的とした宝くじが全国レベルで発売されるのは初めてであったが、発売額は当初の予定を上回る約215億円、収益金は約100億円にのぼった。収益金のうち約95億円は(財)阪神・淡路大震災復興基金へ、約5億円は大阪府へ交付した。

また、(財)日本宝くじ協会から、平成7年度事業として、県が設置する阪神・淡路大震災復興支援館（仮称）の展示物に対する助成が行われることとなった。

(2) 公営競技

競馬、競輪、オートレース、競艇の各公営競技において、震災復興支援レースの開催等により収益金の一部を県内被災自治体に交付するなど、平成7年度開催分で総額約98億円にのぼる支援が行われ、被災地域の復旧・復興事業に役立てられることとなった。

なお、政府は、平成8年度も「阪神・淡路大震災復興協賛宝くじ」の発売や競馬、競輪、オートレース、競艇など公営競技の収益金を含め約111億円を復興財源として支援することとし、今後、各施行者団体等において具体的に検討されることとなった。

第5節 復興に向けての活動支援

1 被災者復興支援会議

(1) 設立

震災から半年が経過した平成7年7月17日、県の呼び掛けに呼応し、12名の有識者で構成する被災者復興支援会議が発足した。

同会議では、フェニックス計画の策定等を通じて「被災地」の復興が推進されている一方で、将来の生活再建への展望が見いだせず、明日の暮らしに不安を抱く被災者が少なくないとの認識の下に、被災者と行政の間に立ち、被災者の生活再建に向けた課題等を客観的、総合的に検討し、「被災者」の復興に向けた提案等を、行政、被災者双方に向けて行っていくこととされた。

【被災者復興支援会議メンバー】

草地 賢一（阪神大震災地元NGO救援連絡会議代表）

◎小西 康生（神戸大学経済経営研究所教授）

- 小林 郁雄 (株)コー・プラン代表)
- 塩見 薫 (NHK神戸放送局長)
- 品田 充儀 (神戸市立外国語大学助教授)
- 島田 誠 (株)海文堂書店代表取締役社長)
- 瀬尾 攝 (社)兵庫県医師会長)
- 馬殿 禮子 (武庫川女子大学非常勤講師)
- 林 春男 (京都大学防災研究所助教授)
- 増田 大成 (生活協同組合コープこうべ副組合長)
- 清原 桂子 (県立女性センター所長)
- 栗原 高志 (兵庫県理事 (県民運動・防災担当))

◎印は座長

(2) 活動内容

① 現地意見交換会

被災者の生活実態や生活再建に向けた課題等を把握するため、被災者復興支援会議のメンバーが現地に赴き、被災者や被災者支援団体との意見交換会を開催した。これは、発足間もない7月29日を皮切りに、毎週2～3回、同会議メンバー2～3名のチーム編成で行われた。

② 土曜いどばた会議

被災者と会議メンバーが寄り合い、生活再建に向けた意見や提案、さらに不安や悩みについて自由に話し合える場として、土曜いどばた会議が開かれた。これは、8月5日を第1回として、その後、毎週土曜日、同会議の事務局が置かれた兵庫県民会館で行われた。

③ 常時窓口の開設

電話、FAX、手紙を通じて被災者からの意見、提案等を常時受け付けることとし、事務局にその窓口が開設された。

④ 情報の収集、提供

ア 復興かわらばんの発行

被災者復興支援会議の活動状況をはじめ、行政や被災者に向けた提案、同会議が活動の中で知り得た被災者や被災者支援団体の先進的な取り組み、さらに、被災者の生活再建への支援情報などを掲載した被災者復興支援会議情報誌「復興かわらばん」が発行された。

これは、概ね毎月1回発行され、仮設住宅自治会やボランティア団体、フェニックス推進員等を通じて広く被災者等に配付された。

イ 情報コーナーの開設

県、市町、民間団体等の被災者復興に関する情報のほか、震災関連の図書についても閲覧できる情報コーナーが、同会議事務局に開設された。

⑤ 提案活動

同会議の活動を通じて把握した被災者の生活再建に向けた課題等について、メンバー全員によ

る討議を行い、必要なものについては行政や被災者に対して提案が行われている。

これまでの提案の概要は次のとおり。

第1回提案（8月28日）・・・被災者の生活再建を進めるに当たっての基本的考え方を示すとともに、仮設住宅等について当面緊急に取り組むべき課題について提案。

第2回提案（9月25日）・・・第1回の行政に対する提案に対し、第2回は被災者の自助、共助について提案。

第3回提案（10月30日）・・・仮設住宅自治会づくりフォーラムの開催を提案し、広く被災者や関係者の参加を呼びかけたほか、県外の被災者への対応等について提案。

第4回提案（12月11日）・・・震災後10カ月余が経過した時点の諸課題について提案するとともに、冬場の健康対策を考える被災者復興支援会議第2回フォーラムの開催を提案。

第5回提案（3月1日）・・・震災後1年余を経過した段階での現状認識と今後の被災者対策の視点について提案。

⑥ その他の活動

- 被災者と行政の中間的な活動体の特性を生かし、被災者、被災者支援団体（者）、行政などを「つなぐ」諸活動が行われた。とりわけ、被災者同士が共に助け合い、支え合う人間関係を育むことが重要であるとの認識の下に、11月4日には、被災者、被災者支援団体、行政関係者ら約120名の参加を得て、仮設住宅自治会づくりフォーラムが開催された。また、12月16日には、震災後10カ月余が経過して、厳しい寒さに向かう時期の被災者の健康対策について、医療関係者の専門的な意見を交えながら、関係者が被災者とともに考えるフォーラムが開催された。
- さらに、将来への展望が開けず、明日の暮らしに不安を抱いたまま年末、年始を迎えようとする被災者が少なくないことから、これら被災者に少しでもいたわりや励ましの気持ちを伝えようと、全国に募金を呼びかけ、被災者復興支援会議座長のメッセージとともに「お正月用おもち」を被災者に届ける『年末「愛のもちより」活動』が展開された。これを理解し支援する県からは、知事の被災者への励ましの言葉を添えた。

この活動には、全国から多数の募金が寄せられたほか、県職員723名、一般県民50名のボランティアが参加するなど被災者のことを心にとめている人々の善意の輪が広がった。

2 フェニックス・ステーション活動等の推進

(1) フェニックス・ステーションの設置

3月に開催された「新しい家族と地域のネットワークング会議」から、特に復興のまちづくりに向けて、地域ネットワークを形成する具体的方策として「場」「人」「情報」をつなぐ結節点の役割を担う「フェニックス・ステーション」が提案された。

同会議の報告を受けて、これを施策化すべく、県参与兼家庭施策推進会議事務局長を統括者として庁内関係課によるプロジェクトを組織し、議論、検討を重ね、次のようにまとめた。

《フェニックス・ステーションの趣旨》

震災を通して多くの人々が、互いに助けあい支えあう地域の人間関係の大切さを教訓として学ぶとともに、一日も早い復興を可能にするためにも、共に生きる希望を分かちあえる人間関係が重要であることを実感した。

そのため、そういった地域の人間関係を、地域住民自らの主体的な参画によって創造し、また住民の一人ひとりが地域の中で役割を担い、たくさんの人間関係の中でいきいきと暮らすことのできる地域社会づくりを支援していく人的ネットワークのコア（中心）として「フェニックス・ステーション」を構築していく。

《フェニックス・ステーションとは》

フェニックス推進員及びフェニックス協力員を中心にして地域の各種グループ・団体、実践活動に取り組む人々、個人商店主、弁護士や地域の医師、教師などの専門知識技能をもった人々、などによって構成される人的ネットワーク

《フェニックス・ステーションの活動》

フェニックス・ステーションは公民館、児童館、コミュニティセンターなどの既存施設を利用して主に次のような活動を行う。

- ・ 地域生活に密着した情報紙やマップの発行
- ・ ミニフォーラム、相談会、イベント等の開催
- ・ 地域イベント情報、地域ニュース等を掲載するフェニックスボードの設置による情報交換・交流、など

《フェニックス・ステーションの活動に対する支援》

- ・ フェニックス・ステーションが自主的に企画、実施する事業に対する経費及びフェニックス・ステーションの運営に必要な通信費、消耗品費などの経費に対する助成
- ・ 情報の収集、発信、交換のためのファックスの設置
- ・ 情報発信交換用掲示板（フェニックスボード）の設置
- ・ フェニックス推進員に対し交通費相当額の活動費の支給（年間6万円）
- ・ フェニックス協力員に対し、記念品を兼ねた協力員証等の支給
- ・ 系統的な人材養成を行うひょうごフェニックスセミナーの開催
- ・ 県民公募によるフェニックス人材バンクの設置
- ・ フェニックス・ステーション相互の情報交換等を支援するフェニックス専門員2名（事務局嘱託員）の設置

以上のようなプロジェクトの検討を踏まえ、フェニックス・ステーションの設置は、阪神・淡路大震災復興基金を活用して実施されることとなった。

8月1日から9月9日まで、フェニックス・ステーションの活動の中心となるフェニックス推進

員を公募したところ、121人の応募があり、その中から論文審査、地域分布、被災状況等を考慮して50人を決定し、9月26日に第1回研修会、10月3日に第2回研修会及び委嘱状交付式を実施し、フェニックス推進員としての活動がスタートした。

また、フェニックス・ステーション同士の情報交換の拠点としてフェニックス・ステーション事務局を神戸クリスタルタワー8階に開設し、フェニックス専門員2名を設置した。

(2) 復興活動を支援する「元気アップ自立活動支援事業」の推進

県立女性センターでは、あらゆる人々が支え合い共に生きる社会をめざす、被災者自らの復興へむけての活動を支援することを目的として、その活動経費を助成する「元気アップ自立活動支援事業」をスタートさせた。

平成7年度から3カ年実施し、7年度については、156グループからの応募があり、70グループを決定した。活動内容としては、震災記録や、元気アップコンサート、ハーモニカの演奏会、復興まつり、外国人のためのインフォメーションセンターなど様々なものが含まれている。

また、平成8年1月20日には、震災一周年行事の一つとして、県民グループメンバーの企画による「元気アップ復興祭」を約700名の参加を得て開催した。パネルディスカッション、吹奏楽演奏、シャンソンコンサート、キーボード演奏、人形劇など多彩に催され、県民自信による兵庫からの新しい元気と文化の発進を行った。

3 芸術文化活動を通じた被災者激励

(1) 県立ピッコロ劇団被災地激励活動

<第1次被災地激励活動>

今回の震災で、20人の劇団員のうち、4人が自宅破損などで被災。劇団の拠点であるピッコロシアターも被害を受け6つの自主公演を中止。劇団の公演も1月25日から29日まで予定していた県立ピッコロ劇団第2回公演「風の中の街」も延期となった。

震災後、ピッコロ劇団は公立劇団として何ができるかを検討するため、劇団員は2月4日から6日にかけて、神戸市や西宮市内などの避難所の実態を見て回り、子どもたちやお年寄りを励まそうと、激励活動を企画した。20人の劇団員が2グループに別れ、寸劇「大きなカブ」、寸劇「ももたろう」、歌、ゲームなどを現地の実情にあわせて構成し演じた。

被災地激励活動は2月11日の尼崎市内を皮切りに、4月8日までに神戸市、西宮市、芦屋市、淡路島など5市5町52カ所を巡回し、約1万人を励まし、大きな話題となった。

移動は、被災地域の交通事情や活動場所を考慮し、身軽にするために衣装や道具類はできる限り少なくして手持ちで運搬し、ロープ1本で舞台と客席を構成するなどの工夫をこらした。教室や体育館で避難生活を送る被災者に配慮して、活動の場はもっぱら寒い屋外がほとんどであった。

芝居がはじまると、遠巻きだった黒山の子どもたちの眼が輝き顔いっぱいになり笑いがはじけた。気がめいりそうな避難所暮らしの中で、「子どもの喜ぶ顔をみるのが一番」と、親たちからの感想が寄せられた。

＜第2次被災地激励活動＞

被災地が落ち着きを取り戻してきた頃合いを見て、屋外でなく、文化ホールや体育館などで本格的な生の舞台をじっくり味わってもらおうと、被災地激励活動の第2弾を企画。(財)日本船舶振興会の助成を得て、尼崎市のピッコロシアターを皮切りに10月7日から11月17日まで6市2町で13公演を実施した。いずれも定員オーバーが出るという好評を博したので、さらに、11月29日にピッコロシアターで追加公演を行った。

上演作「学校ウサギをつかまえろ」は、工事現場の縁の下に逃げ込んだ学校ウサギを飼育当番の女生徒と学校帰りの同級生たちが知恵を競い、ウサギを救出するまでの友情物語。

子どもたちは、身近な学校生活が描かれているだけに、ストーリーに引き込まれハラハラ・ドキドキしながら舞台を楽しんでいた。

(2) コンサート“復興の街へ”の開催

阪神・淡路大震災で被災された方々を励ますため、コンサート“復興の街へ”実行委員会の主催により、文化庁、県、(財)兵庫県文化協会、開催市町・ホールの共催・協力のもと、コンサート“復興の街へ”を被災地域において10公演を開催し、延べ約6,300人が鑑賞した。

このコンサートは、震災に際し、イタリアの福祉団体から皇后陛下に贈られたお見舞金を、陛下が「被災の街へ音楽や芸能を」との希望のもと、コンサート“復興の街へ”実行委員会に託されたことから計画され、神戸市、尼崎市、明石市、宝塚市及び淡路地区において計10回、11公演を開催する。

〔コンサート“復興の街へ”の開催日程〕

回	開催日	公 演 名	場 所
1	5/16	鮫島有美子コンサート	神戸朝日ホール
	5/18	鮫島有美子コンサート	しづかホール
2	6/22	辻久子と神戸市室内合奏団演奏会	アルカイックホール・オクト
3	7/6	淡路人形浄瑠璃	兵庫県民小劇場
4	8/10	オルヴァルとその仲間たち	アイフォニックホール
5	9/27	フルートとハープの夕べ	兵庫県公館
6	10/14	福田進一&村治佳織ギター・デュオ・リサイタル	ベガホール
7	11/10	邦楽の夕べ	明石市民会館中ホール
8	12/17	高丈二&中澤桂と神戸市混声合唱団演奏会	しづかホール
9	1/15	岩崎淑とソリスト達	神戸文化ホール中ホール
10	3/13	大阪フィルハーモニー交響楽団演奏会	神戸文化ホール大ホール

(3) 文化庁移動芸術祭巡回公演（激励公演）の開催

阪神・淡路大震災で被災された方々を励ますため、文化庁の配慮により、文化庁移動芸術祭巡回特別公演として音楽座のミュージカル「とってもゴースト」を神戸市、宝塚市、加古川市、加西市、

三木市の5市において開催し、延べ約5,000人が鑑賞した。

軽快で明るく楽しいステージは、来場した多くの被災者に非常に好評であった。

9/8 神戸文化ホール 9/10 宝塚市民会館 9/12 加古川市民会館
9/13 加西市民会館 9/14 三木市文化会館

(4) 阪神・淡路大震災被災芸術団体支援公演

震災における芸術文化面での復興を促進するため、文化庁の支援により、被災した芸術団体から数団体を選んで県外公演を実施する。

〔実施計画一覧〕

公演団体	開催日	種目	演 目	場 所
テレマン室内 管弦楽団	2/3 3/16	室内楽	ヴィヴァルディ 「四季“春”」ほか	長良川国際会議場（岐阜市） 県立長浜文化芸術会館（滋賀県長浜市）
(財)兵庫現代芸術 劇場	2/15 2/20 2/21	演劇	「おやすみデズデ モーナおはよう ジュリエット」	富山県民会館（富山市） 三重県総合文化センター（津市） 岡崎市民会館（愛知県岡崎市）
劇団 神戸	2/9 2/11	演劇	「火の鳥」 ～乱世篇～	岡山シンフォニーホール（岡山市） ジミー・カーター・ソビックセンター（広島県甲奴町）
あまがさき 近松ニューウェーブシアター	2/29 3/17	演劇	「モーニングヘッドエイク」 ～近松記念病院の間～	ふくやま芸術文化ホール(広島県福山市) 上斎原センター・ヴァルトホール(岡山県上斎原村)

(5) 「地域住民のためのコンサート」

この事業は、本来、質の高いコンサートを地方で開催して芸術文化の裾野を広げることを目的としていることから、都心部では実施されていなかったが、(財)三井海上文化財団の配慮により、平成7年度は、阪神・淡路大震災の被災地を激励するため、神戸市内で開催されることとなった。

1/8 NHK交響楽団・金管五重奏 兵庫県公館

4 復興支援イベントの実施

(1) 「ホップ！ステップ！元気！ひょうご！県民のつどい」

阪神・淡路大震災の発生から100日になる4月27日、兵庫県公館において「ホップ！ステップ！元気！ひょうご！県民のつどい」が開催され約3,000人が参加した。

このつどいは、震災100日目を被災者自らの取り組みの新たな出発点にしてもらおうと、県が企画委員を公募し、被災者やまちづくりグループの代表者らで作る企画委員会(40人)が企画、運営を行い、約50団体200人のボランティアが協力した。

公館大会議室では、須磨琴保存会による「兵庫・神戸復興讃歌」の演奏を皮切りに、小川企画委員長、貝原兵庫県知事のあいさつに続き、ひょうごフェニックス計画のシンボルマーク「火の鳥(フェニックス)」を提供していただいた故手塚治虫氏の悦子夫人に知事から感謝状が贈呈された。

フォーラム「体験の共有から、自立・創造へ」では、西条遊児さんをコーディネーターに迎え、避難所リーダーや障害者、救援活動をした看護婦ら9人がパネリストとして意見を交換し、約400人が集まった会場からも活発な意見が出された。

フォーラムの前後には、ソプラノの中嶋常乃さん、バリトンの武田省二さんのミニコンサートが開かれ、第1会議室、東庭園でも、神戸大学演劇部の芝居やコーラス、ピアノ、バイオリン演奏が行われた。

被災地の人たちの復興へ向けてのネットワーク作りを目的に企画された1階ロビーを中心とした展示コーナーでは、被災住民から寄せられた情報誌や絵、写真、俳句などの作品や自立復興に寄せるメッセージ、震災体験記などのほか、復旧への取り組みと復旧状況、ひょうごフェニックス計画の紹介も行われた。また、建築士や心理カウンセラーらによる相談会も開かれた。

野外では、各種バザーや救援物資の配布、植木鉢や手作り記念品の制作などのコーナーを設置した。

(2) 兵庫のまつりーふれあいの祭典

ふれあいの祭典実行委員会では、阪神・淡路大震災からの復興の気運を盛り上げるため「大好きなまちだから もっと・・・ ひょうご」をテーマに、文化・スポーツ・健康・環境・福祉など幅広い分野のイベントを県下各地域で展開した。

特に、被災者が多い神戸、阪神、淡路の3地域において、被災者を元気づけるとともに、復興気運を盛り上げる特別事業として「青空元気フェスティバル」を、淡路地域では7月29日と30日の両日にわたり北淡町の室津ビーチと北淡東中学校で開催したところ15,000人の参加者があり、阪神地域では8月27日に芦屋市立精道小学校で開催し12,000人の参加者があった。また、神戸地域では、県民からの公募による手作りイベントとして9月17日に須磨海浜公園で開催したところ、96,000人の参加者があり盛大に開催することができた。

また、全県総合イベント「ふれあいフェスティバル'95」を10月28日・29日の2日間にわたり県立明石公園で開催し、兵庫の復興ビジョンを映像・パネルでわかりやすく紹介する「もっと・・・ ひょうご館」(復興テーマ館)、兵庫県ゆかりの著名な画家である横尾忠則、白髪一雄、元永定正の3氏の呼びかけで、日本を代表する23名の画家等から寄せられた作品による「HYOGO AID'95 by ART (阪神・淡路大震災復興オリジナル作品展・ポスター展)」「復興シンボルフラワーモニュメント」など、復興関連イベント(ひょうご・フェニックスプラザ)を実施するとともに、歌手の五木ひろし氏や高石ともや氏など多くの方々のボランティアによる出演、県民農林漁業祭との同時開催など多彩な内容のイベントを開催し、430,000人の参加者によるふれあい、交流を深めることができた。

なお、復興関連イベントを実施している民間団体などへ、ふれあいの祭典への参加を呼びかけるとともに、復興シンボルマーク「火の鳥」の使用を呼びかけ、復興気運の盛り上げを図った。

(3) 領事館サミットの開催

阪神・淡路震災復興計画等を各国総領事・大使館員等に説明し、理解を得ることにより、世界各国の多くの参加と協力のもとに復興計画の効果的推進を図ることを目的に、10月30日に領事館サミッ

トを開催した。

在関西の総領事館から19カ国の総領事・領事、在京大使館から大使・館員など31カ国・3地域から36名の参加を得た。

当日は、ビデオ「よみがえる兵庫」などを使い、復興計画を説明したあと、各国代表から温かい協力の発言があった。また、各総領事に対し、知事、神戸市長、神戸商工会議所会頭の連名による感謝状を贈呈した。

その後、スタディーツアーを実施し、神戸港などの復興の現状を紹介した。

5 県立大学における震災復興特別研究の実施

県立大学においては、これまでの研究の特色・成果と被災地にある大学としての蓄積を最大限に活用して、震災復興に向けた特別研究を2年間を目途として実施することとした。

なお、研究成果については、報告書を作成し、県・被災市町等の行政機関や経済団体、関連業界などの各種団体等へ提言を行うとともに、シンポジウム、公開講座などによる一般県民等への情報提供も検討することとしているが、中間報告として8年1月27日に神戸商科大学において県立4大学主催により、一般県民等約400人の参加を得て震災研究総合学術シンポジウムを開催した。

〔各県立大学の研究テーマ〕

- ① 神戸商科大学
「阪神・淡路大地震からの産業・地域・生活・家族の復興に関する総合的研究」
- ② 姫路工業大学（工学部）
「防災対策のための工学的アプローチ」
- ③ 姫路工業大学（理学部）
「地震被害と断層の関連性に関する研究」
- ④ 県立看護大学
「災害時の看護学構築のための研究」
- ⑤ 姫路短期大学
「災害時のボランティア活動のあり方」

第6節 大震災からの1年を振り返って

1 復興へのアピール

阪神・淡路大震災からの復興は、被害を受けた我々自身が目標を定め、自分たちで立ち上がっていくことが何よりも重要であり、復興計画や復興への取り組みを被災者をはじめ国内外の人々に充分理解していただき、復興へのプロセスへの積極的な参加を促進するための努力を重ねている。復興計画策定後、計画書の配布や説明を積極的に行うことは当然のこととして、7月に開かれた第19回行財政

研修会東京セミナーや神戸で開かれた関西経済連合会サマーフォーラムなどをはじめ、あらゆる機会を活用し、知事が復興計画や復興への取り組みについてアピールするとともに、副知事以下県幹部もその周知に努めている。

また、海外に対しては、日本語を含む7カ国語でビデオ及び冊子を作成し、9月に開かれた阪神・淡路地域復興国際フォーラムなどをはじめ、11月に大阪で開かれたA P E C' 95大阪会議などでビデオの上映や冊子の配布等を行ったのをはじめ、各国要人の表敬訪問等機会あるごとにビデオ及び冊子の提供等によって震災の状況や復旧・復興への取り組みをアピールしている。

さらに、12月17日～18日には、地震、火山、台風の災害対策等アジア地域の防災分野における国際協力を一層推進するため、アジア各国及びその周辺国が参加して、神戸市で「アジア防災政策会議」が開催され、阪神・淡路大震災等の経験とその復興、震災を踏まえた新たな防災対策の取り組みが紹介され、今回の震災等を教訓としたアジア地域の防災協力について話し合われた。

2 平成8年1月17日を迎えて

(1) 国内外からの支援に対する感謝

阪神・淡路大震災の発生以来、国内外から受けたボランティアなどの人的支援、国の関係機関や都道府県からの応援、多くの救援物資や義援金などの支援に対し、感謝の気持ちを表わすとともに、兵庫の復興に全力を尽くすことを誓う謝意表明を行った。

謝意表明の方法としては、次の4つの方法により行うこととした。

- ・ 知事感謝状の贈呈
- ・ ひょうご・サンクス大使の派遣
- ・ 全国紙等への謝意表明
- ・ 「在京大使を招いての感謝の集い」の開催

(具体的内容)

ア 知事感謝状の贈呈

(ア) 感謝状の種類

感謝状は、「額付き感謝状」及び「カード式感謝状」の2種類とし、感謝状には、謝意表明の文章とともに、故手塚治虫氏の「火の鳥」をデザインした「ひょうごフェニックス計画」シンボルマークを配した。

(イ) 感謝状贈呈の対象

- | | | |
|--------|-------|-----------------------|
| a 人的支援 | …………… | 原則として県及び県関係機関が受けた人的支援 |
| b 物的支援 | …………… | ” 物的支援 |
| c 義援金 | …………… | ” 義援金 |

(ウ) 感謝状の作成等

感謝状は、各部局において、贈呈対象者の把握、感謝状の作成、贈呈に至る一連の業務を行うこととし、防災部が全体の調整、取りまとめにあたった。

(エ) 贈呈件数

種 別	件 数	左 記 の 内 訳		
		国 内 分		海外分
		直接贈呈	郵 送	
額付感謝状	4,041	826	2,808	407
カード式感謝状	7,834	—	7,834	—
計	11,875	826	10,642	407

(オ) 贈呈方法

贈呈方法は、直接贈呈及び郵送によることとし、直接贈呈については、知事等三役、各関係部局長及びひょうご・サンクス大使によってそれぞれ届けられた。

(カ) スケジュール

7年10月 方針決定
11月～12月 対象者把握、感謝状作成
12月～8年1月 贈呈（直接贈呈、郵送）

イ ひょうご・サンクス大使の派遣

(ア) 趣旨

阪神・淡路大震災に際して、全国から寄せられた温かい支援、協力に対し、被災地からの感謝の気持ちと復興への決意を伝えるため、平成8年に新成人を迎える青年を兵庫県民を代表する「ひょうご・サンクス大使」とし、全国各都道府県に派遣した。

(イ) 実施内容

a 募集

県内の被災10市10町に在住する新成人を対象に一般公募し、ひょうご・サンクス大使として44名（男性14名、女性30名）を選考した。

b 任命式

派遣に先立ち、8年1月13日県公館において任命式が執り行われ、知事から辞令を交付し、激励のことばを述べるとともに、ひょうご・サンクス大使から出発に際しての決意表明が行われた。

c 派遣日程及び派遣先

ひょうご・サンクス大使2名と引率県職員1名の計3名で1班を構成し、全国を22ブロック（班）に分け、8年1月17日を中心として1班当たり2～3日間の日程で、都道府県（46カ所）及び新聞社・放送局等（66カ所）の計112カ所に派遣し、知事感謝状の贈呈や復旧・復興状況の報告などを行った。

ウ 全国紙等への謝意の掲載

(7) 趣旨

全国の44道府県が共同して全国紙や地方紙にそれぞれの地域情報を発信する全国地域情報発信共同事業を活用し、震災から1周年を迎える8年1月17日に、1年の間に各方面から受けた支援等への感謝の意を表した知事メッセージ等を掲載した。また、インターネットワークにより知事メッセージを発信し、全世界の人々に謝意を伝えた。

(1) 実施内容

(全国地域情報発信共同事業)

- a 掲載日 平成8年1月17日
- b 掲載紙 全国紙5紙及び地方紙等70紙
- c 掲載スペース 全7段
- d 掲載内容 「1年間に各方面から受けた支援等への感謝の意を表する知事メッセージ」
「1周年に係る事業等の紹介」
 - ・阪神・淡路大震災犠牲者追悼式典
 - ・阪神・淡路大震災総合フォーラム
 - ・防災とボランティアの日、防災とボランティア週間
 - ・ひょうご・フェニックス救援隊 「HEART-PHOENIX」
 - ・ひょうご・サンクス大使

エ 「在京大使を招いての感謝の集い」の実施

(7) 趣旨

阪神・淡路大震災に際し、海外から多くの支援をいただいたことに対して各国の大使にお礼を申し上げるとともに、併せて復興状況と復興プロジェクトを説明し理解と協力を得るため、在京の各国大使をお招きして感謝のつどいを実施した。

(1) 実施内容

- a 開催日時 平成8年3月11日
- b 開催場所 ホテルオークラ（東京）
- c 参集者 各国大使等（121館のうち、大使本人出席55名、代理25名、欠席41名）
欧州委員会代表部、国際連合東京広報センター、
国（国土庁、外務省など関係省庁）
- d 内容 「セレモニー」
 - ・開会挨拶（知事）
 - ・外交団長への感謝状、記念品の贈呈（サウディアラビア大使）
 - ・外交団長の挨拶
 - ・復興のプレゼンテーション（神戸市長）
 - ・「よみがえる兵庫」上映
 - ・神戸商工会議所会頭（阪神・淡路産業復興推進機構理事長）挨拶

「懇談」（ティパーティ）

(2) 阪神・淡路大震災犠牲者追悼式典

平成8年1月17日、阪神・淡路大震災から1年目を迎えるにあたり、県、県議会、市長会、市議会、会議長会、町村会、町議会、議長会で構成する実行委員会の主催により、「阪神・淡路大震災犠牲者追悼式」が、県公館で厳粛に執り行われた。

追悼式は午前11時55分に開式し、皇太子同妃両殿下のご臨席を仰ぎ、ご遺族並びに橋本内閣総理大臣、土井衆議院議長、三好最高裁判所長官をはじめ現・元閣僚、在関西総領事、都道府県知事、県下市町長、市町議会議長、支援強力を頂いた団体の皆様など、多くのご来賓の参加のもと、改めて、尊い犠牲となられた御霊に対し心からなる哀悼の誠が捧げられた。

そして、犠牲となられた多くの御霊に応えるためにも、大震災から得た貴重な教訓をしっかりと踏まえ、県民の英知と総力を結集して誰もが安心して暮らせる生活の再構築に取り組むとともに、阪神・淡路地域を世界中の人々から愛され親しまれる地域へと、フェニックスのように力強くよみがえる創造的復興に全力を傾ける決意を確認した。

追悼式の閉式後も、多くの県民の方々が午後7時すぎまで途切れることなく、県公館を訪れ献花を捧げられた。献花された方々の数は、約3,800人に及んだ。

また、正午から県民による1分間の黙祷を行うとともに、県下全市町に設置された記帳所では約5,600人に及ぶ多くの県民が記帳するなど、県民あげて犠牲者を追悼するとともに復興への決意と将来にわたる防災への努力を誓い合った。

(3) 阪神・淡路大震災1周年記念事業

このたびの阪神・淡路大震災は、大都市直下型の自然災害として、都市の脆さを露呈させるとともに“安全と安心”の確保に大きな反省をもたらした。その一方で、今回の震災では多くの国民がボランティアとしてめざましい活躍をし、相互支援の重要性を再認識させた。

こうしたことから、政府においては、政府、地方公共団体等防災関係諸機関をはじめ、広く国民が災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として毎年1月17日を「防災とボランティアの日」とし、また、1月15日から21日までを「防災とボランティア週間」と定めた。

さらに、来る21世紀は「都市と時代」といわれており、アジアを中心とする地域では、経済成長の一方で、人口が爆発的に増加し、貧困、疾病など様々な都市問題に直面することが予想されている。

このような状況を踏まえ、私たちは被災地の責務として、震災により現出した都市防災をはじめとする様々な課題について検証し、その集積した成果を国内外にアピールし続けるとともに、この大震災から学んだ教訓を創造的復興に繋げていくため、行政・学界・民間あげて、「阪神・淡路大震災1周年記念事業」を総合的に展開することとした。

このため、阪神・淡路大震災から1年を迎えた8年1月17日を中心とした時期に、別表のとおり、

「防災全般」「ボランティア」「保健医療福祉」など12分野で37事業が、国、県、市、学界、市民団体等様々な運営主体の取り組みのもとで、1周年記念事業として実施された。

この阪神・淡路大震災記念事業は、今後10カ年にわたり、様々な課題の検証の結果とそれらに対する課題解決の提言等を被災地から発信し続けていくこととしており、この記念事業の総合的なオープニングの意味合いを持つ「阪神・淡路大震災総合フォーラム」が、皇太子同妃両殿下をお迎えして、8年1月17日に開催された。また、「地方防災サミット」や「都市地震災害国際シンポジウム」等では、国内外の行政等における防災体制のあり方等について討議されたほか、「“防災とボランティア”を考えるシンポジウム」「非常通信セミナー」や「阪神・淡路大震災1周年教育復興シンポジウム」など各分野での震災経験を踏まえた真剣な討議が行われた。

また、「住宅地震共済制度創設フォーラム」では、住宅復興を確実にするための新しいシステムの創設を被災地から全国に呼びかけるフォーラム宣言を採択したほか、「災害救援専門ボランティア発足式」などこの度の阪神・淡路大震災を契機とする被災地からの新たなシステムの提言などが行われた。

さらに、「メモリアル・コンファレンス・イン・コウベ」「県立4大学震災研究総合学術シンポジウム」「県立看護大学第2回国際セミナー」など学界を中心として学術的、専門的な討議が行われたほか、「1年をふりかえって」「“阪神・淡路大震災1周年”を回想する集い」など市民が中心となって身近な問題にも取り組んだ。

これらのシンポジウム等に加え、追悼の意味も含め、被災地の復興をアピールするため、終夜行われた「阪神・淡路大震災メモリアルコンサート」をはじめとして、演奏会や展示会などの数多くの芸術復興活動に、市民や芸術家が中心となって取り組んだ。

3 復興に向けた着実な前進

悪夢のような1月17日の阪神・淡路大震災の発生から1年が経過したが、応急仮設住宅などで不自由な生活をされている方々や仕事を失ってまだ新たな職を得られない方々が多数おられ、崩壊したビルなどの建設もまだ緒についていないものが多数ある。また、震災を経験した人々の心に刻まれた傷はそう簡単に消えるものではない。

しかし、まちの至る所で住宅や商店、あるいはビルの建設する槌音が高まってきた。政府においても平成7年度第2次補正予算までで約3兆2千億円の震災復旧・復興予算が措置された。

国内外から注目されている震災からの本格復興で何よりも重要なことは、被災を受けた人々が主体的に復興について考え・取り組み、21世紀の超高齢社会・成熟社会を見据えた「創造的復興」が成し遂げられることであり、行政はそれが可能となる条件整備や支援を行っていく必要がある。

兵庫県では、復興計画の効果的な推進を図るため、計画のフォローアップや計画推進上の課題などについて、県民各界各層から幅広い意見や提言を得るため、各分野の有識者で構成される「阪神・淡路震災復興計画推進委員会」を設置した。

震災復興に関する資料・記録は、未曾有の高齢社会下の大都市直下型地震の経験をしるすものであ

り、震災から学んだ貴重な教訓として、広く地域や時代を超えて生かしていかなければならない。そこで、これら資料・記録の散逸を防ぎ、総合的に永久保存するとともに、幅広く活用できるよう、資料の収集・保存・提供等に取り組むこととし、震災及び震災からの復興に至る社会現象の調査及び資料の収集、復興誌の編集等に助言を与える「震災復興調査研究委員会」を設置し、今後、復興の実現に至るまでの体系的かつ網羅的な震災復興誌の編集を継続的（10年程度）に推進していくこととしている。

また、被災者が復興への意欲と活力を持ち、新しい生活を切り拓くことができるよう、きめ細かな情報提供等の支援を行うとともに、被災や復旧・復興の状況を分かりやすく示し、広く復興への参画を促す拠点として「阪神・淡路大震災復興支援館～フェニックス館～(仮称)」を開設すべく準備を進めている。

被災地域の本格的な復興は、始まったばかりであり、その道程には多くの困難が待ち受けていると思われるが、国、県、市町が一致協力しながら、被災者はもとより、550万県民が心を一つにして、21世紀への兵庫の復興を図っていくことが何よりも重要である。

(財)阪神・淡路大震災復興基金事業一覧 (平成8年1月末現在)

区分	事業名	事業の概要
住宅対策	災害復興準公営住宅建設支援事業補助	特定優良賃貸住宅制度を活用する土地所有者への助成
	災害復興(分譲)住宅購入支援事業補助	災害復興住宅購入資金借入金に対する利子補給等
	被災者住宅再建支援事業補助	住宅建設資金借入金に対する利子補給等
	民間住宅共同化支援利子補給	共同住宅建設資金借入金に対する利子補給
	被災マンション建替支援利子補給	マンション再建資金借入金に対する利子補給
	県・市単独住宅融資利子補給	県・市単独住宅融資に対する利子補給
	総合住宅相談所設置運営事業補助	住宅建築総合相談所設置・運営費補助
	ひょうご輸入住宅総合センター設置運営事業補助	輸入住宅総合センター設置・運営費補助
	復興まちづくり支援事業補助	ひょうご都市(まち)づくりセンター運営費補助
	宅地防災工事融資利子補給	宅地防災工事資金借入金に対する利子補給
	被災宅地二次災害防止対策事業補助	融資を受けられない被災者に対する宅地の応急復旧工事費補助
	被災者向ファミリー賃貸住宅建設促進利子補給	被災者向ファミリー賃貸住宅融資利子補給
	学生寄宿舍建設促進利子補給	学生寄宿舍建設資金借入金の利子補給
	被災マンション共用部分補修支援利子補給	補修額が高額となる分譲マンションの共用部分補修費借入金に対する利子補給
	住宅債務償還特別対策	既存住宅ローンの返済を行いながら新規住宅ローンにより住宅を再建又は購入する者に対する助成
	特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅建設支援事業補助	特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅制度を活用する土地所有者への助成
(小計)	16事業	
産業対策	政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給	政府系中小企業金融機関からの借入金に対する利子補給
	緊急災害復旧資金利子補給	県・神戸市の緊急特別資金の借入金に対する利子補給
	環境衛生金融公庫融資利子補給	環境衛生金融公庫からの借入金に対する利子補給
	環境事業団融資利子補給	環境事業団からの借入金に対する利子補給
	農林漁業関係制度資金利子補給	農林漁業制度資金の借入金に対する利子補給
	港湾運送事業者等復興支援利子補給	港湾運送事業者及び海上コンテナ輸送事業者に係る経済変動対策資金融資の利子補給
	民有海岸保全施設復旧融資利子補給	民有海岸保全施設の復旧事業に係る日本開発銀行融資の利子補給
商店街・小売市場共同仮設店舗緊急対策事業補助	商業者の団体が設置する共同仮設店舗建設費等に対する助成	

区分	事業名	事業の概要
産業 対 策	路線バス災害復旧費補助	路線バスの被災施設の復旧費用に対する助成
	地域産業活性化支援事業補助	被災中小企業団体の販路開拓事業に対する助成
	テレビCM放映事業費補助	テレビCMによる観光PR、誘客宣伝活動に対する補助
	会議、大会等誘致奨励金交付事業補助	被災地での会議等への開催奨励金の交付事業に対する補助
	観光復興リレーイベント開催事業補助	地域で行う祭りやイベントへの補助
	被災者雇用奨励金	被災労働者を新たに雇用した被災地域内企業に対する奨励金
	雇用維持奨励金	休業手当等雇用維持に要経費の一部助成
	産業復興ベンチャーキャピタル制度	新たに事業を興す中小企業者に対する長期的な助成
	(小計) 16事業	
生活 活 対 策	ふれあいセンター設置運営事業補助	心身のケア・ボランティア活動の拠点施設「ふれあいセンター」の設置・運営費補助
	「こころのケアセンター」運営事業補助	「こころのケアセンター」の運営費助成
	応急仮設住宅共同施設維持管理費補助	応急仮設住宅の自治会等の共同施設維持管理費に対する補助
	災害復興ボランティア活動補助	被災者の避難生活、自立を支援するボランティアグループに対する助成
	元気アップ自立活動補助	復興に向けて自主活動実施グループへの補助
	フェニックスステーション設置運営事業補助	地域ネットワークのコアづくり事業への補助
	復興住宅コミュニティプラザ設置運営補助	50戸以上の集合住宅に建設する「コミュニティプラザ」の建設・運営費に対する助成
	地域集会所再建費補助	自治会等所有地域集会所の復旧に対する補助
	私道災害復旧費補助	私道復旧事業への補助
	民間防犯灯復旧費補助	自治会等が管理する防犯灯の復旧補助
	外国人県民救急医療費損失特別補助	外国人県民が受けた医療費の未回収分に係る医療機関への補助
	医療関係施設復興融資利子補給	社会福祉・医療事業団からの借入金に対する利子補給
	小規模共同作業所復旧事業費補助	小規模作業所及び障害者デイサービス施設の再建補助
	消費生活協同組合貸付金利子補給	県、市貸付金制度に対する利子補給
(小計) 14事業		

区分	事業名	事業の概要
教育 対策	私立学校復興支援利子補給	私学振興財団からの借入金に対する利子補給
	私立専修学校・外国人学校施設等災害復旧費補助	国庫補助対象外の非学校法人立専修学校、外国人学校に対する復旧費補助
	私立学校仮設校舎事業補助	仮設校舎の建設等に対する助成
	私立専修学校・外国人学校授業料等軽減補助	私立専修学校、外国人学校に対する授業料等軽減補助
	私立専修学校・外国人学校教育活動復旧費補助	私立専修学校、外国人学校の教育用備品等復旧経費補助
	文化財修理費助成事業補助	指定文化財の復旧に対する助成
	歴史的建造物修理費補助	被災した歴史的建造物修理費の補助
	私立登録博物館修理費補助	私立登録博物館の復旧費補助
	私立博物館相当施設修理費補助	私立博物館相当施設の復旧費補助
	私立博物館類似施設修理費補助	私立博物館類似施設の復旧費補助
	(小計) 10事業	
その他	追悼行事関連文化復興事業補助	震災犠牲者に追悼の意を表し、被災者の心を慰めるための文化事業に対する助成
		(小計) 1事業
	合計 57事業	

阪神・淡路大震災 1 周年記念事業の開催結果

1 阪神・淡路大震災 1 周年記念事業

分野	名 称 (日時・場所)	参加者 数	主催・共催	内 容
			後 援	
総 合	阪神・淡路大震災総合フ ォーラム 〔1.17 14:30～16:30〕 〔ホテルオークラ神戸〕	750	国土庁、兵 庫県、被災 10市10町	橋本総理大臣挨拶の後、鈴木国土庁長官が「阪神・淡路地域の復興と我が国の防災対策の新たな展開」、貝原兵庫県知事が「阪神・淡路大震災－復旧・復興1年の足取り－」のテーマで震災後1年間の取組みの報告。下河辺氏が「震災と復興」のテーマで基調講演。
	総理府阪神 ・淡路復興 対策本部			
防 災	メモリアル・コンファ レンス・イン・コウベ 〔1.18 10:00～ 1.19 9:30～16:50〕 〔神戸国際会議場〕	800	組織委員会	兵庫県知事が「まちづくりビジョン」のテーマで講演。「地盤のゆれとインフラの防災」「都市復興とまちづくり」「危機管理」「被災者支援」「わが家の安全」「もしも阪神・淡路大震災が…」の6分科会に分かれて、コーディネーターを中心に討議。その後、全体討議を実施し、8つの提言をまとめた。
	朝日新聞社、 日刊工業新 聞社、NHK			
災	地方防災サミット 〔1.19 14:00～17:30〕 〔神戸国際会館ハーバー ランドプラザ〕	1,900	消防庁、兵庫 県、神戸市	自治大臣の挨拶の後、消防庁長官、神戸市長が報告パネルディスカッションにおいて、地方自治体の危機管理と防災対策をテーマに意見交換し、「防災に対する行政の対応には限界があり、住民自身の備えと取り組みがこれまで以上に求められる」との考え方で一致
	国土庁、全国 知事会、全国 市長会、全国 町村会			
全 般	防災機器グッズフェア 〔1.20・21 10:00～ 17:00〕 〔1.22 10:00～16:00〕 〔神戸国際展示場〕	5,869	兵庫県	各種防災機器グッズの展示・実演、学識者や防災専門家等によるパネルディスカッション、パネルの展示、写真展を通して、県民の防災についての認識を深めるとともに、災害に対する心構え、地域や家庭における防災対策等についての正しい知識の啓発普及が図られた。
	消防庁、神 戸市			
般	県立4大学震災研究総合 学術シンポジウム 「復興へのみちしるべ」 〔1.27 13:00～16:00〕 〔神戸商科大学〕	400	県立4大学（ 姫路工大、姫 路短大、神戸 商大、看護大）	神戸商科大学学長の挨拶に続いて、6人のパネラーから「地震を起こした断層について何が分かったか」「仮設住宅ボランティアの経験から」「被災者の住宅再建へのみちしるべ」などの学術的な内容についてわかりやすく報告された。
	—			
ボ ラ ン テ ィ ア	震災建築物応急危険度判 定士認証式 〔1.13 13:00～16:25〕 〔県公館〕	500	兵庫県	兵庫県知事等の挨拶に続いて、認証式、決意表明がなされた。引き続き、ビデオを上映した後、岡田東京大学教授の「応急危険度判定士のあり方について」というテーマによる記念講演が実施された。
	—			
ボ ラ ン テ ィ ア	あの日から365日連合集 会 〔1.16 17:00～19:35〕 〔神戸メリケンパーク オリエンタルホテル〕	250	連合、連合 兵庫	連合兵庫、連合の主催者挨拶に続いて兵庫県知事、神戸市長が来賓挨拶 その後、地方連合代表、構成組織、ボランティア団体代表等の活動報告・復興への決意表明がなされ、1日も早い早期復興への活動の支援を目指した、参加者の討論を行い、ぬくもりのある社会建設のために努力し合うことを誓った。
	—			

分野	名称 (日時・場所)	参加者 数	主催・共催		内 容
			後 援		
ボ ラ ン テ ィ ア	災害救援専門ボランティア発足式 〔1.17 9:30～10:30〕 県民小劇場	361	兵庫県		兵庫県知事の挨拶、消防庁長官の激励に続いて災害救援専門ボランティア代表による決意表明 その後、前内閣官房副長官・災害救援専門ボランティア推進委員会委員長より「行政がボランティアの受け入れ体制を整える必要性、社会全体がボランティア活動に対する認識を深める必要性」等の内容の講話が行われた。
	—				
シ ン ポ ジ ウ ム	“防災とボランティア” を考えるシンポジウム 〔1.20 13:00～16:30〕 県公館 〔1.21 10:00～16:00〕 神戸朝日ホール	950	国土庁、兵庫県、神戸市、日赤、全国社協、兵庫県社協、神戸市社協		「阪神・淡路大震災とボランティア活動シンポジウム」(1.20) 国土政務次官、兵庫県知事の挨拶、堀田弁護士・さわやか福祉財団理事長から『大震災・被災者・ボランティア』のテーマによる講演に続いて、事例報告がなされた。 「災害救援ボランティア国際シンポジウム」(1.21) 岡部東京大学名誉教授の『災害救援ボランティアへの期待』というテーマによる講演に続いて、「災害救援ボランティアの現状と課題」について海外報告、『災害救援ボランティアのあり方』をテーマにシンポジウムが行われた。
	国際防災10年推進本部、総理府、総務庁、自治省、消防庁、「広がれボランティアの輪」連絡会議他				
ラ イ フ ラ イ ン	都市地震災害国際シンポジウム 〔1.10 13:00～17:30〕 〔1.11 11:00～17:30〕 〔1.12 10:00～17:30〕 神戸国際会議場	700	実行委員会		兵庫県知事、国土政務次官の挨拶等に続いて、国土庁防災局長から記念講演がなされた。 国内外の被災地からの発表、問題提起に続いてパネルディスカッションが行われ、被災自治体における震災直後の救助・救援活動から復旧・復興事業への取り組みの成果と教訓、安全で安心して暮らせる防災体制の整備などについて討議された。
	総理府阪神・淡路復興対策本部、国土庁、神戸都市問題研究所他				
イ ン	非常通信セミナー 〔1.23 13:00～18:00〕 神戸ハーバーランド ニューオータニ	800	郵政省近畿電気通信監理局他、近畿地方非常通信協議会		近畿電気通信監理局長等の挨拶に続いて、太田山口大学教授、上原神戸大学助教授が基調講演 その後、パネルディスカッションが行われ、綿密な被害想定に基づく地域全体の改善と地域と密着した情報システムの確立などが提言された。
	兵庫県、神戸市他				
住 宅	住宅地震災害共済制度創設フォーラム 〔1.19 12:40～16:00〕 新神戸オリエンタル劇場	700	兵庫県、日弁連		兵庫県知事の挨拶に続いて、パネルディスカッションが実施された。 兵庫県企画部長の提言も踏まえ討議がなされ、住宅復興を確実にするシステムの創設を被災地から全国に呼びかけるフォーラム宣言を採択した。
全国知事会、全国市長会、NHK他					
産 業	'96 夏・グランドシューズコレクション 〔1.17 10:00～ 1.18 ～17:00〕 神戸国際展示場	4,967	日本ケミカルシューズ工業組合		ケミカルシューズ製造業者（出展企業150社）が各社の意欲的な新製品を展示し、内外の需要の拡大を図ることを目的に、全国のシューズ卸売業者を招待し、商談を行う見本市を開催した。記念イベントとして、神戸服装専門学校協賛ファッションショーを実施
近畿通産局、県、神戸市他					

分野	名 称 (日時・場所)	参加者 数	主催・共催		内 容
			後 援		
保	シンポジウム「震災後の 子どもとこころのケア」 〔1.11 13:00～16:00〕 一宮町ふるさとセンタ ー	300	兵庫県中央 ・西宮・姫 路・豊岡児 童相談所	—	姫路児童相談所長が「被災児童こころの健康調査」 結果を報告 引き続き、開催されたシンポジウムにおいて、「震災 が子どもの心にどのような影響を与えたのか、今後、 子どもたちを支援していく上で、どのような配慮が必要 なのか」などについて討議し、「ケアする側の連携 が大切で、共通意識をもってケアを行う必要がある」 等の意見が出された。
	1年をふりかえって 〔1.17 13:00～15:00〕 県伊丹庁舎	43	伊丹いずみ 会	—	いずみ会として震災後に実施した炊き出しや仮設住 宅への訪問活動について、体験活動報告を実施 その後、分科会に分かれて、「備蓄食品について」 「被災者への支援について」をテーマに討議を進め た。
健	兵庫県立看護大学第2回 国際セミナー 〔1.20 9:30～16:30〕 1.21 9:30～16:30 県立看護大学講堂	400	兵庫県立看 護大学	—	「危機管理－緊急時に対する看護としての備え－」 をテーマに開催 イスラエル・ラムバム医療センター副看護部長の「 救急患者の症状や程度により選別する『トリアージ』 の重要性」などを内容とする講演等が行われ、その後 「仮想防災計画の作成」について演習した。
	「阪神・淡路大震災一周年」 を回想する集い 〔1.28 10:30～15:30〕 武庫川学院公江記念 講堂	1,000	兵庫県老人ク ラブ連合会 兵庫県、西宮 市、全国老人 クラブ連合会 西宮市老人ク ラブ連合会	—	第1部においては、黙禱、兵庫県老人クラブ連合会 会長や兵庫県知事等の挨拶に続いて、芦屋市老人クラ ブ連合会会員による「誓いの言葉」、伊丹市老人クラ ブ連合会会長による「お礼のことば」が述べられた。 第2部においては、神戸商科大学学長の基調講演に 続いて、シンポジウムが開催され、高齢者の生き方等 について議論した。
福	震災1周年記念講演とシ ンポジウム 〔1.30 13:00～16:30〕 神戸文化ホール	591	兵庫県栄養 士会 兵庫県、神 戸市、兵庫 県いずみ会、 神戸市婦人 団体協議会	—	「非常用備蓄食品を考える」をテーマに、「市民自 らの備蓄の必要性」等について加藤技術士事務所所長 の基調講演が行われた。 引き続き、「震災と市民の食生活」をテーマにシン ポジウムが開催され、「災害弱者に配慮した食料援助 が重要」、「栄養士間の情報ネットワークが必要」など の意見が出された。 また、備蓄食品の展示と試食も行われた。
	「震災について語る」児 童問題シンポジウム 〔1.31 13:00～16:10〕 なるお文化ホール	690	兵庫県 西宮市、西 宮市教委、 兵庫県民生 委員児童委 員連合会他	—	『子どもたちにとっての震災』をテーマに花田近畿 大学教授が講演 引き続き『明日の子供たちを考える』をテーマにシ ンポジウムを開催。「こころのケアが重要」、「日頃か らのコミュニティの土台づくりがいざというときに役 立つ」などの意見が出された。

分野	名称 (日時・場所)	参加者数	主催・共催	内容
			後援	
環境	環境・ひと・くらしのフォーラム 〔1.25 13:00～17:30〕 アルカイックホール・オクト	600	兵庫県、尼崎市、あまがさき未来協会、兵庫県フロン回収・処理推進協議会	第1部では、『環境と人との共生』～熱帯雨林からのメッセージ～をテーマに井上京都大学教授が講演。 第2部では、フロン回収・処理シンポジウムを開催『ドイツにおける循環型社会形成と市民意識』をテーマにドイツ・バイエルン州廃棄物研究所副所長が基調講演し、引き続いてパネルディスカッションが実施された。
			環境庁	
教育	阪神・淡路大震災1周年教育復興シンポジウム 〔1.17 12:45～16:00〕 県立神戸高等学校体育館	1,000	兵庫県教育委員会	文部大臣、兵庫県教育長等の挨拶に続いて県下小中高生による体験発表が行われた。 その後、パネルディスカッションが開催され、学校の果たす役割、被災した児童・生徒の心のケア、共に生きることや思いやりの心の大切さ等の新たな防災教育のあり方について討議した。 最後に国際日本文化研究センター所長の講演が行われ、「体験を次世代に活かすことの重要性、個々が適切に判断して行動できる能力の育成の大切さ」などについて述べられた。
			文部省、全国都道府県教育委員会連合会、神戸市教育委員会、兵庫県都市教育長協議会、兵庫県市町村教育委員会連合会他	
地域 域 活 動	阪神・淡路大震災1周年復興フェア「被災地域を励ます集い」 〔1.17～2.16〕 神戸国際会館ハーバーランドプラザほか	2,907	兵庫県学校厚生会	特別公演として、ダークダックスの歌とおしゃべりを内容に「ふれあいコンサート」を開催 また、被災者で70歳以上の1人暮らしの会員及び仮設住宅入居の会員を訪問し、アマリリス球根を贈呈 さらに、震災の経験を共有するとともに1日も早い復興を願う目的で、被災・被害状況の写真を県下各地で展示する巡回写真展を実施した。
	—			
	市民のつどい 〔1.17 14:00～16:30〕 神戸文化ホール	2,200	実行委員会 神戸市、神戸新聞社、NHKサンTV、ラジオ関西、KISS・FM	第1部で、神戸華僑総会舞蹈部による中国民族舞踊を行った後『スポーツ対談～スポーツが神戸にできること～』を実施。被災地において活躍する野球選手等の努力してきた成果の披露によって会場を励ました。 第2部では、ミヤコ蝶々講演会を開催。「一人で悩まず、弱気にならないで」との語りかけに、会場は前向きな雰囲気に包まれた。
元気アップ復興祭 〔1.20 10:00～16:00〕 県立女性センターほか	700	実行委員会 兵庫県 —	自立復興に向けて「元気アップ活動助成金」を受けて活動している県民グループメンバーの企画により、『よみがえれ 人・モノ そしてころ…』をテーマに、フォーラム、ビデオ&トーク、シャンソンコンサート、淡路の中学生による人形浄瑠璃公演、ハーモニカ合奏や人形劇、県民運動のパネル展示、バザー等を多彩に開催。	
芸術文化	津高和一とゲンビの作家たち展 〔7.12.9～8.1.21〕 県立近代美術館	5,317	兵庫県立近代美術館、神戸新聞社 —	今回の震災で亡くなった郷土画家の津高和一画伯の追悼展として、既に近代美術館に所蔵されている作品を中心に展示し、併せて津高画伯が深く関わったグループ「ゲンビ」の作家たちの活動も紹介することで1950年代の抽象絵画を回顧。 ・津高画伯作品40点 ・「ゲンビ」メンバー作品70点

分野	名称 (日時・場所)	参加者数	主催・共催	内容
			後援	
芸	阪神・淡路大震災1周年写真展 〔1.14～1.22 淡路ファームパーク〕	5,089	兵庫県フラワーセンター協会 —	淡路島で震災直後に撮影された被災写真を中心に25点を展示。写真提供は、北淡町、一宮町、東浦町、いざなぎ神社他 ・家屋、神社、道路、港湾等の被災写真 ・自衛隊によるガレキの処理、避難所等の状況写真
	コンサート “復興の街へ” 〔1.15 14:00～16:05〕 神戸文化ホール	905	実行委員会、文化庁、兵庫県他 —	イタリアの福祉団体から皇后陛下に申し出のあった寄付金をもとに、皇后陛下のご意思により、被災地において音楽を中心としたコンサートを開催。 ・公演名 『岩崎淑とソリスト達』 ・演奏曲目 ロンドンデリー 浜辺の歌 他
術	震災復興支援コンサート～風がきこえるピアノ～ 〔1.16 19:00～21:00〕 県立看護大学講堂	510	阪神・淡路震災復興支援10年委員会 兵庫県、明石市、明石市教委、神戸新聞社他	被災者を励ますとともに、被災地復興への士気を鼓舞し、犠牲者の魂を慰めることをねらいとしたコンサートを開催。収益については被災地の文化復興に活用 ・出演者 加古隆（ピアニスト・作曲家） ・演奏内容 「復興」と「鎮魂」をテーマとしたピアノコンサート
	阪神・淡路大震災メモリアルコンサート 〔1.16 19:00～ 1.17 ～6:00〕 神戸国際会館ハーバーランドプラザほか	6,500	実行委員会 —	犠牲者に追悼の意を表するとともに、「世界に開かれた、文化豊かな社会づくり」を目指し、文化の復興に向けて追悼コンサートを実施。渡辺貞夫、タイガー大越、小曾根真など31個人、団体が出演したほか、被災した阪神間の大学のアマチュア10団体も参加した。 1月17日5時46分からは、会場と兵庫県災害対策本部会議場を映像で結んで、両会場で黙祷、知事メッセージが同時進行し、TV生中継により全国に放映された。
文	震災1周年コンサート …鎮魂の調べ… 〔1.17 19:00～21:00〕 神戸文化ホール	800	実行委員会 —	震災犠牲者に追悼の意を表するとともに、被災者の心を慰める目的で開催。 ・出演者 指揮：松尾葉子 演奏：神戸市演奏協会ほか ・演奏曲目 レクイエム op.48（フォーレ） 弦楽セレナーデホ長調作品22（ドヴォルザーク）
	津高和一「追悼」展 〔1.17～3.3〕 西宮市大谷記念美術館	7,202	西宮市大谷記念美術館他 西宮市教委	今回の震災により不慮の死を遂げた郷土画家、津高和一画伯の追悼展を開催。津高画伯の初期作品から晩年、遺作に至る代表作41点を展示。併せて、津高画伯が生前利用していた遺品も別室で展示。

分野	名称 (日時・場所)	参加者数	主催・共催		内 容
			後 援		
芸 術 文 化	阪神大震災鎮魂交響組曲 「祈り／1・17」 (合唱付き)演奏会 〔1.21 15:00～17:00〕 〔神戸文化ホール〕	1,500	読売新聞大 阪本社、読 売テレビ他	報知新聞社、 兵庫県、神戸 市等被災市町 他	被災地の小学生から募集した詩を合唱付きの鎮魂交響組曲に仕上げ、犠牲者の追悼と被災地の復興への祈りを込めて、演奏会を開催。 ・出演者 指揮：田中良和 演奏：大阪センチュリー交響楽団他 ・内 容 第1部 合唱とオーケストラのための「祈り／1・17」 第2部 交響曲第3番「英雄」(ベートーベン)
	第18回神戸教員合唱団定期演奏会 〔1.28 14:00～16:00〕 〔県民小劇場〕	138	神戸教員合唱団	—	第1部 神戸教員合唱団演奏 「合唱組曲 阪神大震災」 第2部 須磨ニュータウン少年少女合唱団 第3部 混声合唱団ハモールK O B E

2 その他関連事業

分野	名称 (日時・場所)	参加者数	主催・共催		内 容
			後 援		
防 災	自主防災組織等を加えた 防災訓練 〔11.26～3.24〕 〔県下56市町〕	60,000	県民局、市 町、自主防 災組織等	—	各市町が中心となり、消防団、婦人防火クラブ、各種の自主防災組織等の参加を得て、防災訓練を実施。 主な訓練 ・阪神地域広域防災訓練(1/17 約12,000名参加) ・安富地区震災対策訓練(1/17 約1,600名参加) ・北播磨地区地震災害合同訓練(1/14 約300名参加)
教 育	阪神・淡路大震災遺児育 英資金贈呈式及び記念講 演会 〔1.17 10:45～11:45〕 〔県立神戸高等学校 体育館〕	700	阪神・淡路 震災復興支 援10年委員 会	—	第1部 育英資金の贈呈式 大震災で親を亡くした震災遺児の学資援助を目的に創設された「桃・柿育英会／阪神・淡路大震災遺児育英資金」では、これまで広く募金活動を行い、阪神・淡路大震災復興10年委員会ではこの活動を支援してきたが、このたびその募金額を震災遺児たちへの奨学金として活用してもらうため兵庫県に寄付することとし、その贈呈式を行った。 第2部 記念講演会 広中平祐氏による『生きること 学ぶこと』をテーマとした講演会が行われた。
感 謝	ひょうご・サンクス大使 任命式 〔1.13 11:00～11:30〕 〔県公館〕	66	兵庫県	—	ひょうご・サンクス大使44名の紹介、辞令交付の後兵庫県知事が「県民の代表としての任務をしっかりと果たすとともに、これからの復興の担い手としての活躍を期待する」と挨拶した。 その後、ひょうご・サンクス大使の代表から、決意表明がなされた。
	ひょうご・サンクス大使 派遣 〔1.15～19〕 〔全国各地〕	66	兵庫県	—	全国から寄せられた暖かい支援、協力に対し、本年度成人となる青年を、ひょうご・サンクス大使として全国に派遣し、被災地からの感謝の気持ちと復興への決意を伝えた。